

瀬戸内町こども計画

第3期

瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画

豊かで、美しい、誇れるふるさと“瀬戸内”



令和7年3月
瀬戸内町



はじめに

日ごろより町民の皆様並びに関係者の皆様には本町の児童福祉行政に深いご理解と温かなご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで本町では、幼児期の教育・保育の提供体制や子育て支援の取組の方針について定めた「子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、計画に基づきこどもと子育て世帯を支えるまちづくりに取り組んでまいりました。

その間、国は「こども基本法」の施行、「こども家庭庁」の創設、「こども大綱」の閣議決定を行うなど、こどもに関する新たな方針を示しています。こども基本法は、「すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する」ことを目的としており、市町村に対しては、こども施策をまとめた「市町村こども計画」の策定を努力義務として求めています。

近年、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高の影響等もあり、子育て世帯にかかる負担は決して軽いものではありません。そのため、保護者が安心して子育てし、こどもが健やかに成長できる地域づくりへの取組は、これまで以上に重要となっています。

これらの状況を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了するにあたり、新たに「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を一体的に策定した「瀬戸内町こども計画 第3期瀬戸内子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、町内の子育て世帯やこどもたちの意見を伺いながら策定したもので、幼児期の教育・保育の提供体制や、町のこども施策について定めたものです。

今後は、本計画に基づきこども施策を推進し、計画の基本理念である「豊かで、美しい、誇れるふるさと“瀬戸内”」の実現を目指してまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

最後に、策定にあたってアンケート調査にご協力いただきました保護者の皆様並びに小・中学生のこどもたち、関係機関の皆様方、貴重なご意見をいただきました「瀬戸内町子ども・子育て会議」の委員の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

瀬戸内町長 鎌田 愛人



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 計画の策定体制	7
第2章 瀬戸内町のこどもと家庭を取り巻く状況	9
1 人口等の状況	10
2 子ども・子育てアンケート調査結果	18
3 こどもの生活に関するアンケート調査	25
4 若者調査	35
第3章 計画の基本理念と基本目標	41
1 計画の基本理念	42
2 計画の基本目標	43
3 「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」との連携による推進 ..	44
4 計画の体系	45
第4章 施策の展開	47
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり	48
基本目標2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり	52
基本目標3 こども・若者の権利を守り、すべてのこどもが希望を持てる社会づくり ..	56
基本目標4 子育てを応援する社会づくり	60
第5章 子ども・子育て支援事業計画	63
1 子ども・子育て支援制度の概要	64
2 教育・保育の提供区域	65
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	66
4 地域子ども・子育て支援事業の実施	74
5 教育・保育の提供にあたってのその他の方針	84

第6章 計画の推進にあたって	87
1 計画の推進体制	88
2 こどもや若者、子育て当事者等の意見の反映	88
3 計画の点検・推進状況	89
資料編	91
1 瀬戸内町子ども・子育て会議条例	92
2 瀬戸内町子ども・子育て会議委員名簿	94

「こども」の表記について

令和4年に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立・公布されました。

これに伴い、国は各府省庁に対し、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、行政文書において特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることを求めています。

本計画においても、国の方針を踏まえ、特別な場合を除き「こども」と平仮名表記で記載します。

特別な場合の例

- ① 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
- ② 組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いることが適当な場合
(例：子ども・子育て 子供期・現役期・高齢期)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成 24 年に制定された「子ども・子育て 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取組を展開してきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

瀬戸内町では、平成 27 年に「瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年に「第 2 期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、児童虐待、いじめ、不登校などが増加する等、諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。また、市町村に対しては、こども基本法の中で、こども施策をとりまとめた「市町村こども計画」の策定を努力義務として設定しています。

本町においては、このたび「第 2 期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度末に終了することから、本町の実情を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「瀬戸内町こども計画 第 3 期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

(2) こども施策に関する近年の国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4(2022)年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○ <u>こども家庭センターの設置</u> （児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関） ○ <u>訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等</u> を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5(2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和5(2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる（第10条）
令和5(2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランの取りまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5(2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 （1）若い世代の所得を増やす （2）社会全体の構造・意識を変える （3）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）閣議決定	目的：すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成
令和6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更（「 <u>こどもの貧困の解消に向けた対策推進法</u> 」に変更） 将来のこどもの貧困を防ぐことが新設 等

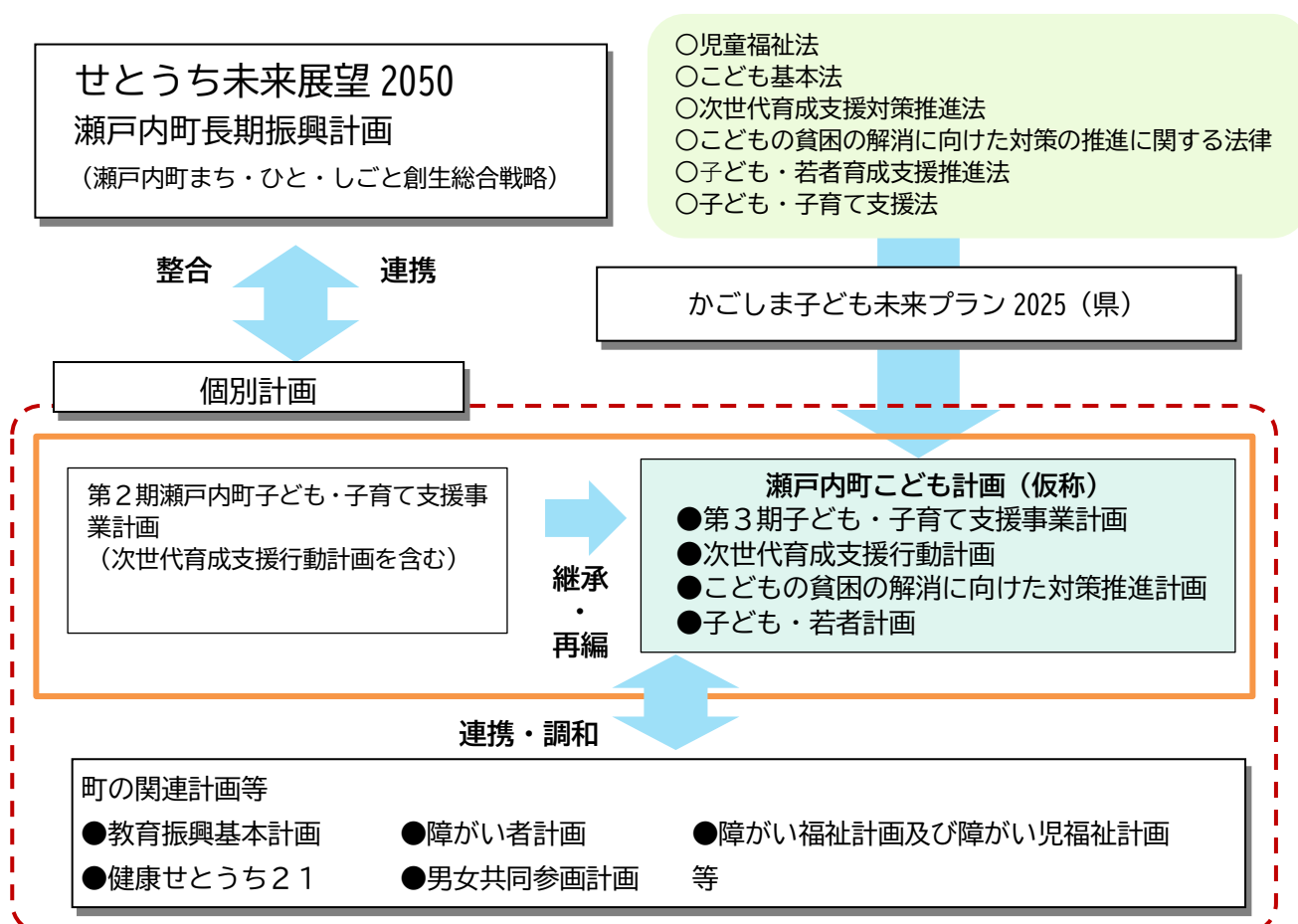
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条で定められた「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、令和5年度に施行された「こども基本法」第10条において国の「こども大綱」と鹿児島県の「都道府県こども計画」を勘案し策定することが努力義務として定められた「自治体こども計画」を、一体的に策定したものです。

また、国は様々な指針、法律等により、こどもや子育てに関する複数の計画の策定を求めていることから、以下の計画について一体的に策定を行います。

「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援に関する行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「こどもの貧困対策法）」第9条に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定します。

あわせて町内の諸計画との関係性については、町の最上位計画である「せとうち未来展望2050（瀬戸内町総合計画）」に基づく町子ども・子育て施策分野の個別計画として位置づけるとともに、「教育振興基本計画」や「障がい者計画」など関連する他の計画と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。



【参考】 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

こども基本法（第 10 条第 2 項）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条第 1 項）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第 2 項）

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

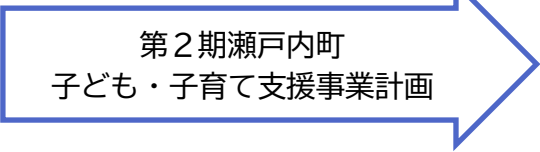
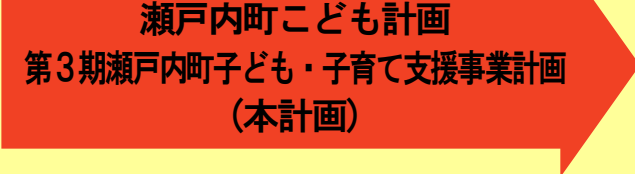
子ども・若者育成支援推進法（第 9 条第 2 項）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

また、瀬戸内町においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
									
見直し					中間 見直し				見直し

4 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳～おおむね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（おおむね13歳から30歳未満、取組によっては40歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5 計画の策定体制

本計画は、令和6年度に策定を行い、その中でアンケート調査及び子ども・子育て会議等を実施しました。

(1) 瀬戸内町子ども・子育て会議の開催

計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「瀬戸内町子ども・子育て会議」を開催し、意見聴取と審議を行いました。

開催時期		協議内容
第1回	令和6年9月17日(月)	・(仮称)第3期こども計画の概要 ・こども計画(仮称)策定に係る町民アンケート調査結果について ・計画策定に向けた取組状況報告 等
第2回	令和6年11月14日(木)	・第2期計画の実施状況について ・計画(骨子案)について
第3回	令和7年3月25日(火)	・量の見込み、確保方策について ・計画について

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て世帯の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました(調査結果の概要は第2章に掲載)。

①子ども・子育て支援のためのニーズ調査

調査時期	令和6年6月
調査対象者	町内在住の就学前・小学生児童の保護者全員
調査方法	保育所等または学校を通じた配布・回収、またはインターネット回答 ※ただし就学前児童のうち保育・教育施設未利用者は、郵送による配布、郵送による回収またはインターネット回答
配布数	①就学前児童保護者 合計 363 件 (内訳) 施設配布 287 件、郵送配布 76 件 ②小学校就学児童保護者 384 件
有効回収数・有効回答率	①就学前児童保護者 187 件 (51.5%) ②小学校就学児童保護者 217 件 (56.5%)

②こどもの生活に関するアンケート調査

調査時期	令和6年6月
調査対象者	町内の小・中学校に在籍する小学5年生と中学2年生全員とその保護者
調査方法	学校を通じた配布・回収
配布数	保護者及び児童生徒 137 世帯 274 件 (内訳) 小学5年生 66 世帯、中学2年生 71 世帯
有効回収数・ 有効回答率	保護者合計 112 件 (81.8%) 児童生徒合計 114 件 (83.2%) (内訳) 小学5年生 48 件 (72.7%) 中学2年生 66 件 (93.0%)



第2章 瀬戸内町のこどもと家庭を取り巻く状況

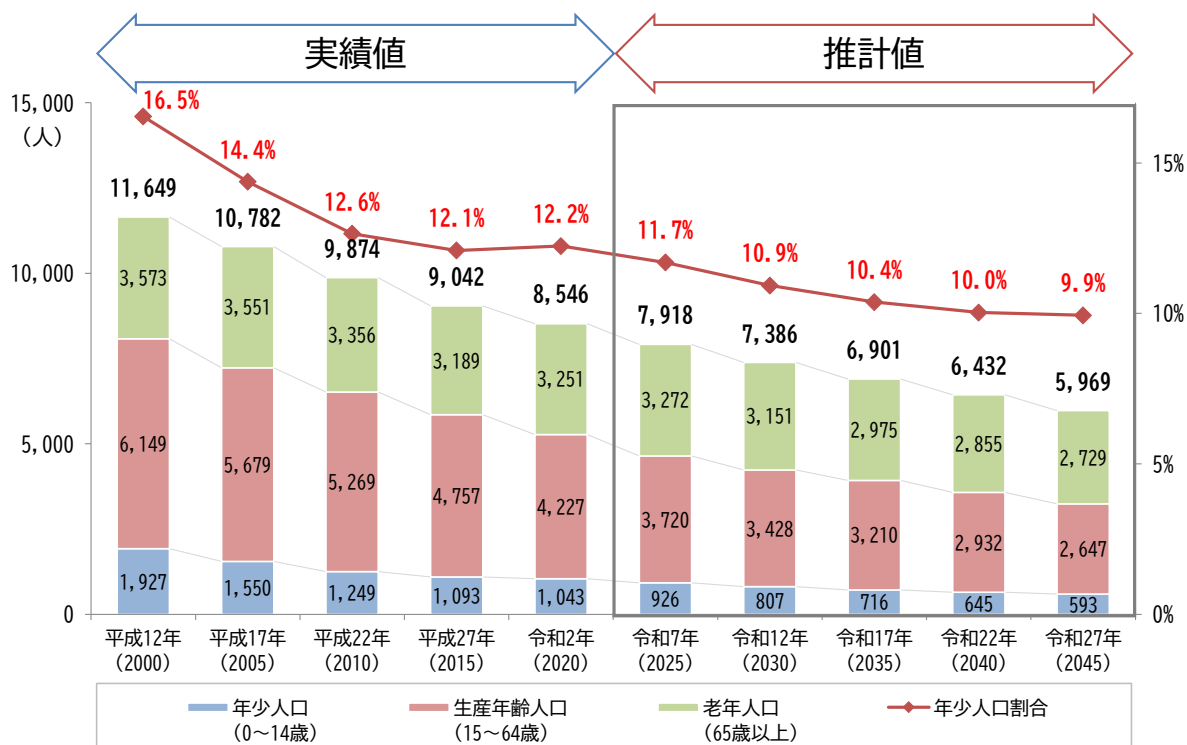
1 人口等の状況

(1) 年齢三区分別人口の推移

本町の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると8,546人となっています。

年少人口比率は、令和2年は12.2%となっており平成27年(12.1%)と比較して微増しているものの、今後は緩やかに減少すると推計されています。

■人口の推移と将来推計



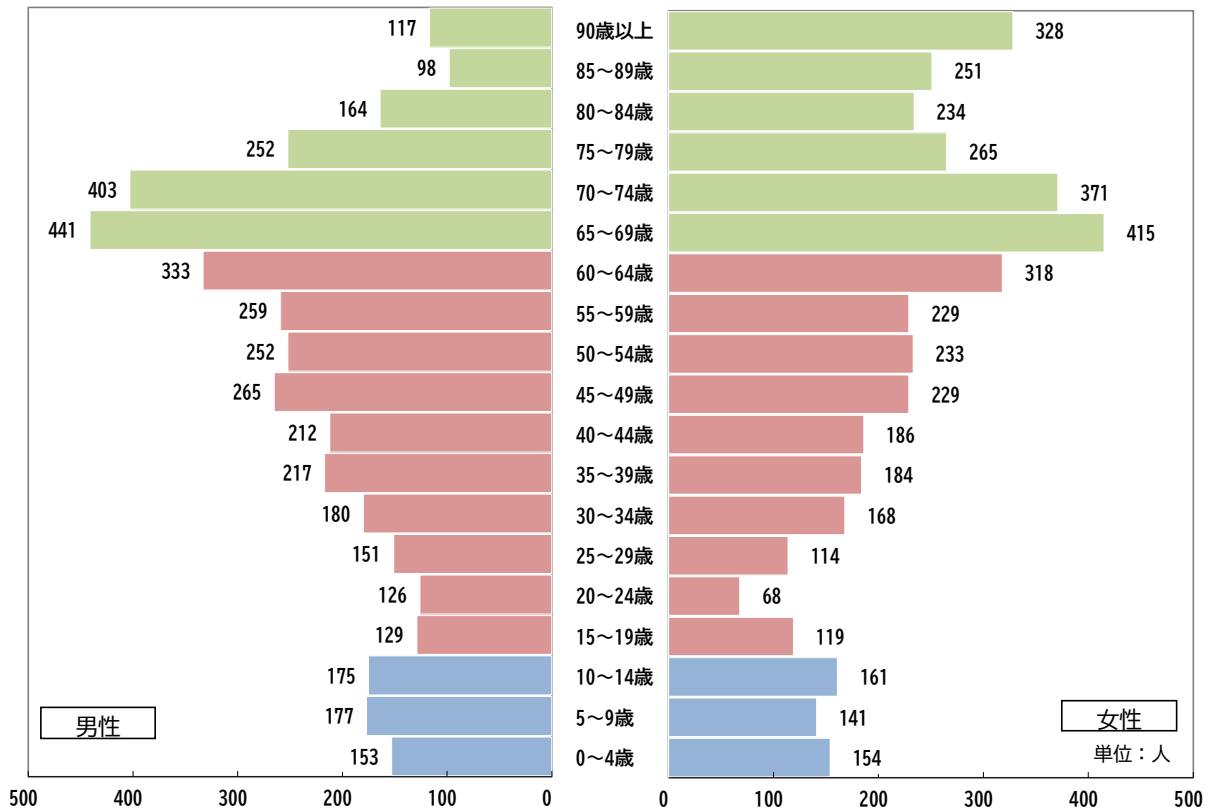
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（R5.12公表）（令和7年～令和27年）

(2) 年齢5歳階級別人口の状況

令和6年の5歳階級別人口をみると、高齢者、高校生を含む層が人口が少なくなっているほか、20～24歳、25～29歳といった結婚、出産を控えた世代と、0～4歳、5～9歳といったこどもの層が少なくなっています。

■年齢5歳階級別人口構成



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

■年齢5歳階級別人口の少ない層 1～5位

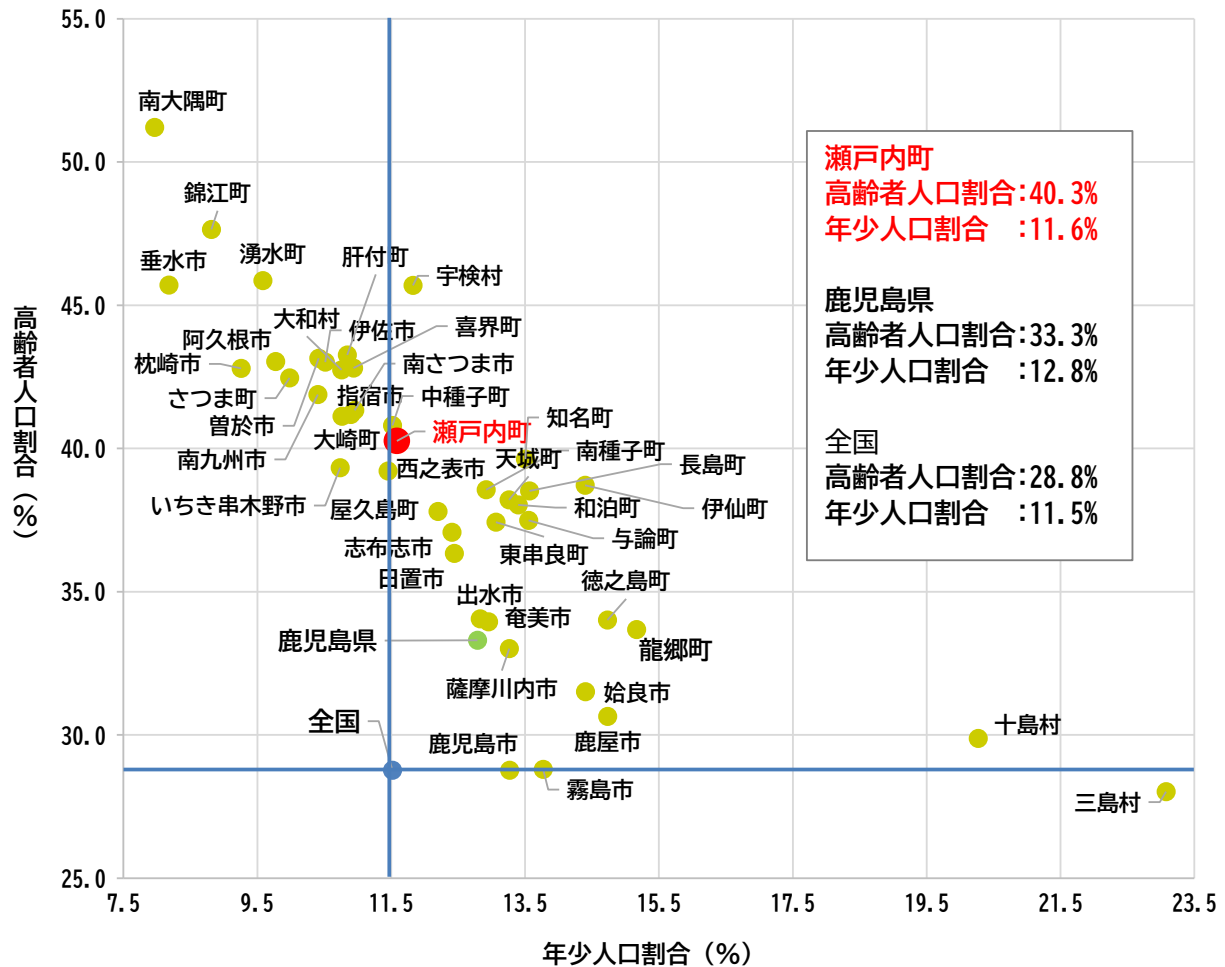
	男性	女性
下位1位	85～89歳	20～24歳
下位2位	20～24歳	25～29歳
下位3位	15～19歳	15～19歳
下位4位	25～29歳	5～9歳
下位5位	0～4歳	0～4歳

※90歳以上の層は除いて集計

(3) 年少人口割合・高齢者人口割合の分布

年少人口割合・高齢者人口割合の状況をみると、瀬戸内町の令和6年の年少人口割合は11.6%と全国とほぼ同じとなっています。

■ 年少人口割合・高齢者人口割合の県内市町村の分布



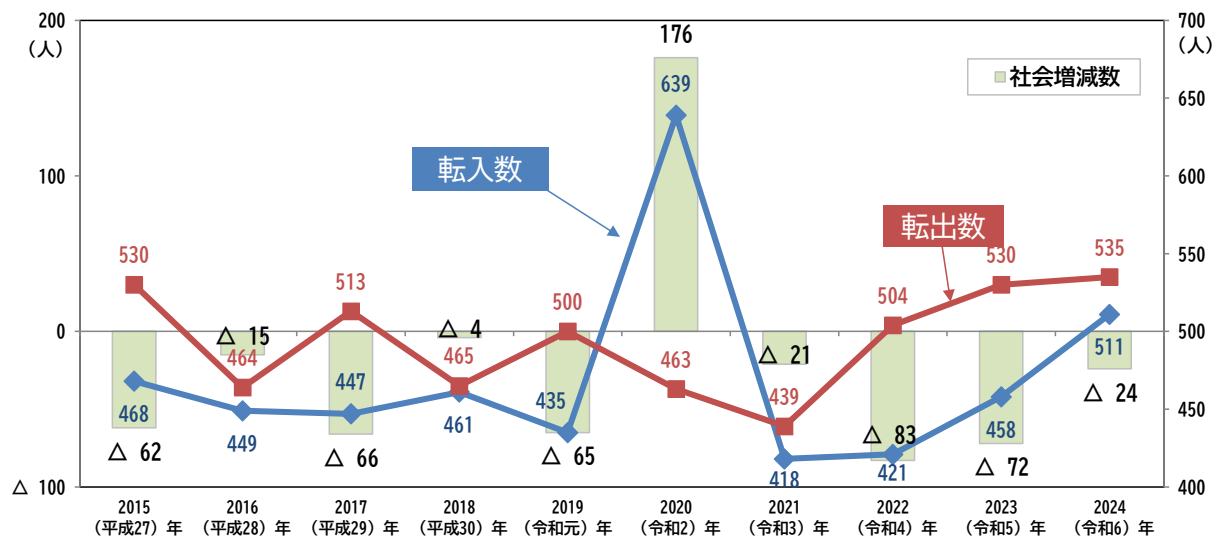
出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

(4) 人口の増減の状況

①転入・転出の推移（社会増減）

転入・転出の推移をみると、令和2年を除いて転出数が転入数を上回っており、社会減となっています。

■転入・転出の推移

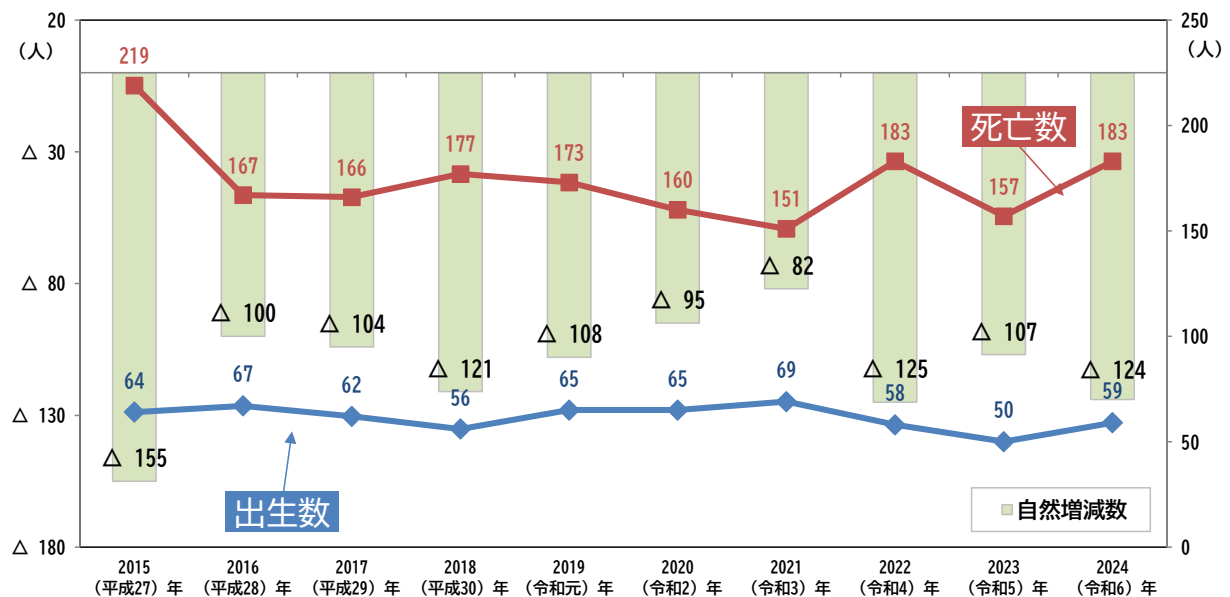


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

②出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡推移をみると、すべての年度で死亡数が出生数を上回り、自然減となっています。

■出生・死亡の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

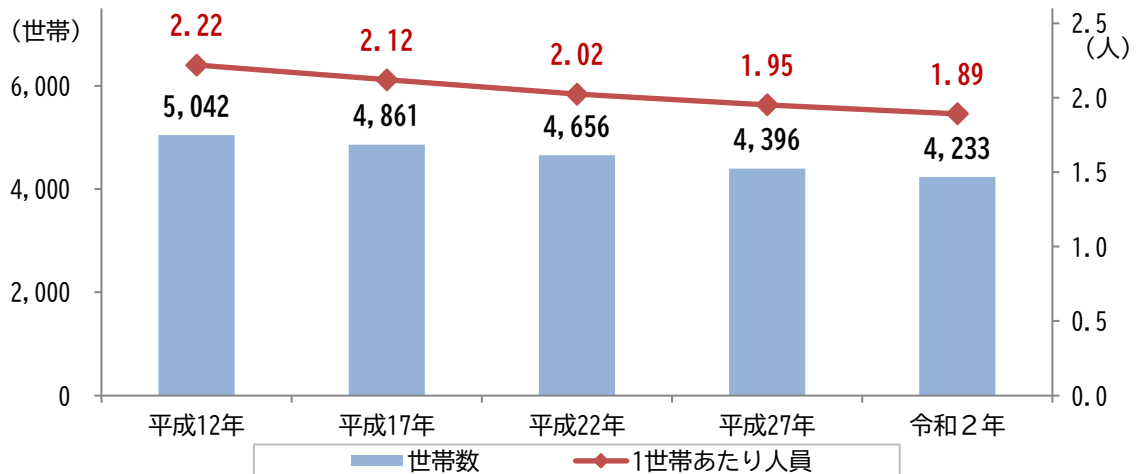
(5) 世帯数の状況

①世帯数の推移

令和2年の世帯数は4,233世帯となっており、平成27年から3.7%（163世帯）減となっています。

令和2年の1世帯あたり人員数は1.89人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



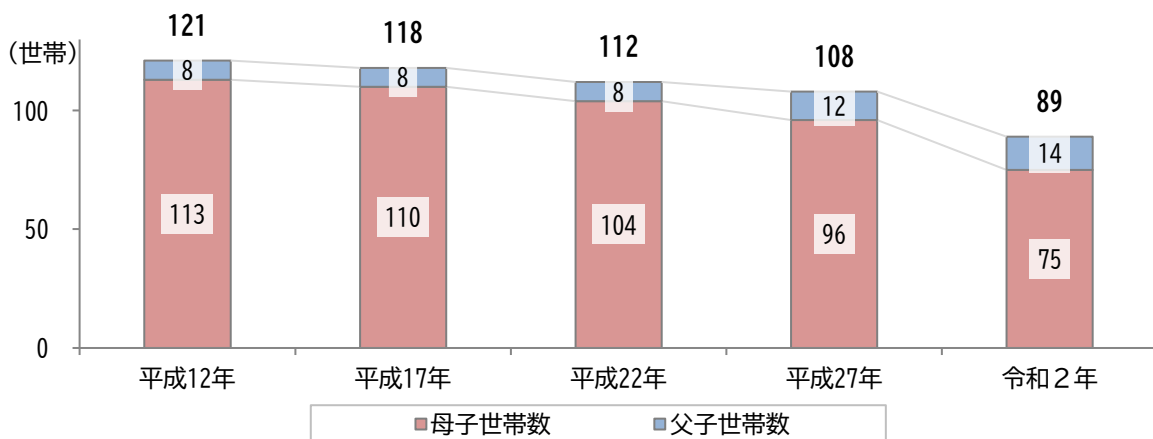
出典：国勢調査（総務省）

②ひとり親世帯数の推移

令和2年のひとり親世帯数は89世帯となっています。

内訳をみると、母子世帯数は減少傾向にあるものの、父子世帯は平成27年以降増加傾向にあります。

■ひとり親世帯数の推移



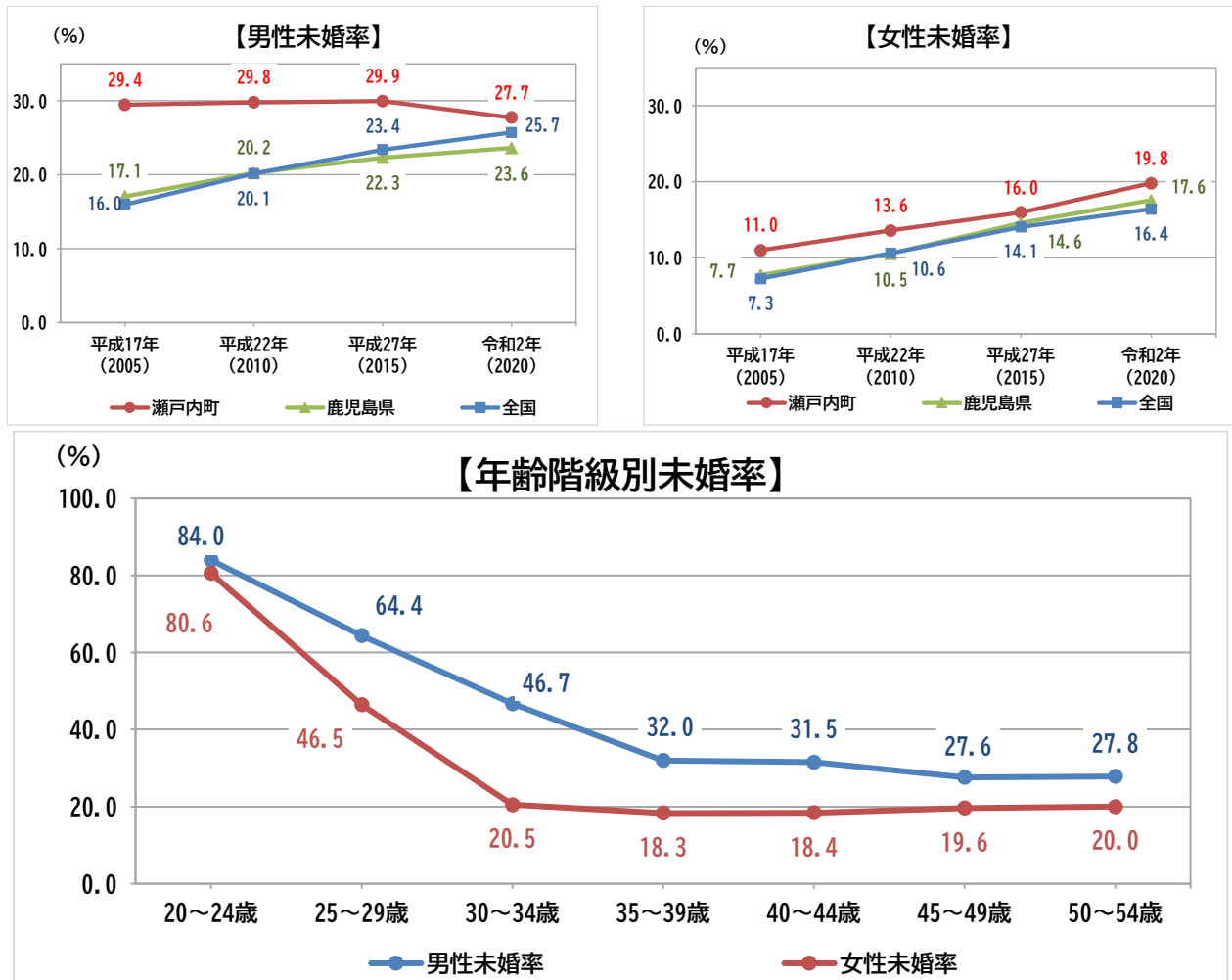
出典：国勢調査（総務省）

(6) 未婚率の推移

令和2年の男性の未婚率は27.7%、女性は19.8%となっており、国・県を上回って推移しています。

また、年齢階級別未婚率をみると、男性は35歳以上、女性は30歳以上ではほぼ一定となっており、男性は34歳以下、女性は29歳以下で結婚していることがうかがえます。

■未婚率の推移



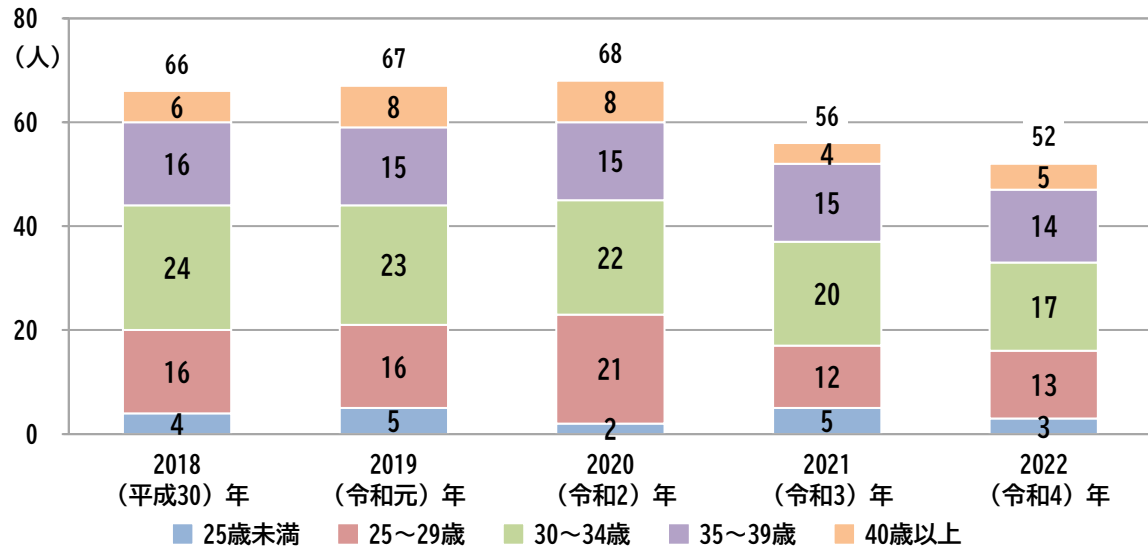
出典：国勢調査（総務省）

(7) 出生数の推移

①出生数の推移

出生数の推移をみると、平成30年から令和2年は60人台で推移していましたが、令和3年は56人、令和4年は52人と急減しています。

■出生数の推移

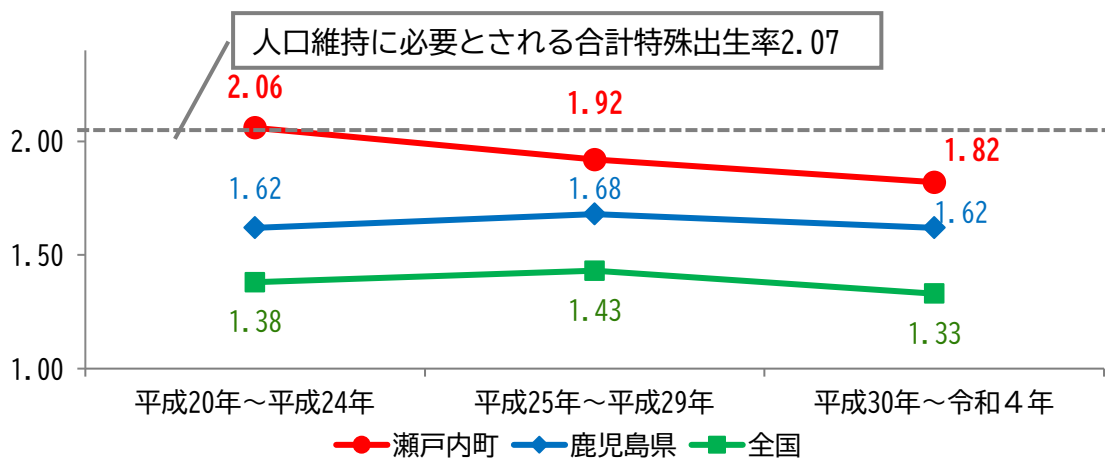


出典：人口動態統計（厚生労働省）

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成30年～令和4年は1.82（県内15位 全国60位）と国・県を上回っているものの、平成29年以前と比較すると減少傾向で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

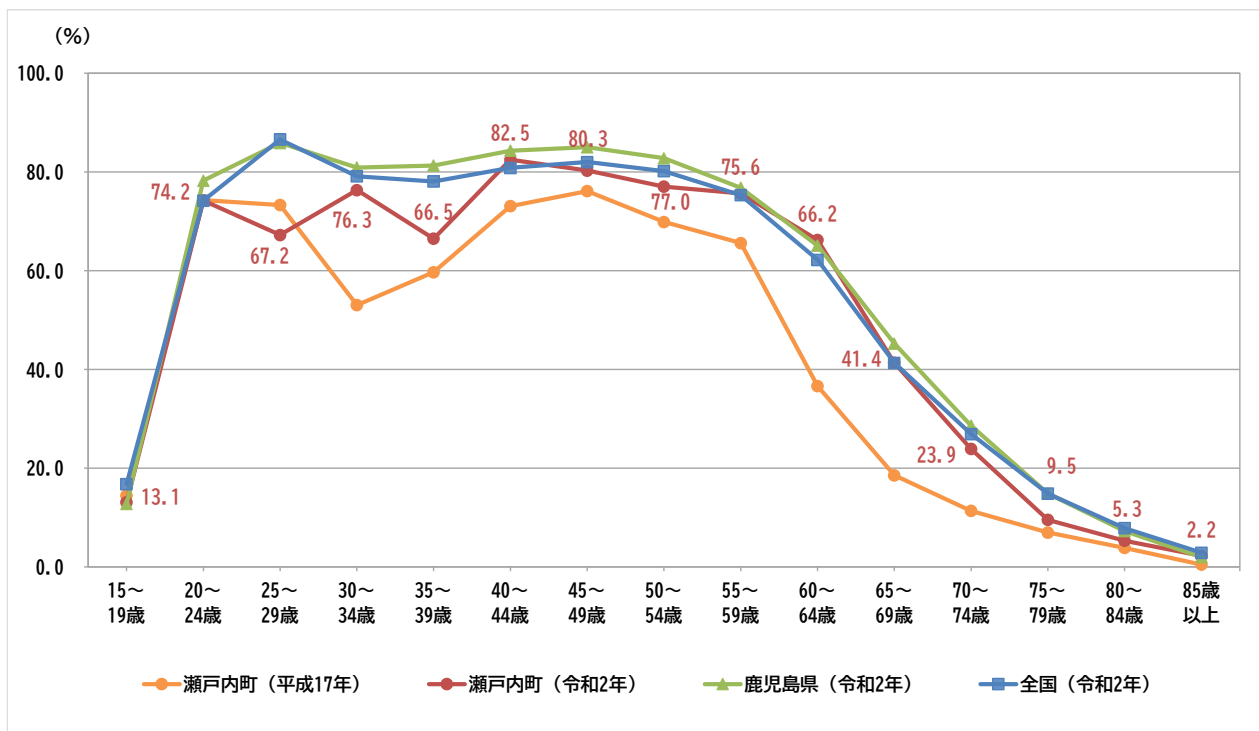


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(8) 就労の状況

令和2年の女性の労働力率の状況をみると、全国・県とおおむね同じ傾向となっていますが、25～29歳及び35～39歳で低くなっています。

また、15年前である平成17年と比較してほとんどの年齢層において労働力率が高くなっていますが、25～29歳で低くなっています。



出典：国勢調査（総務省）

2 子ども・子育てアンケート調査結果

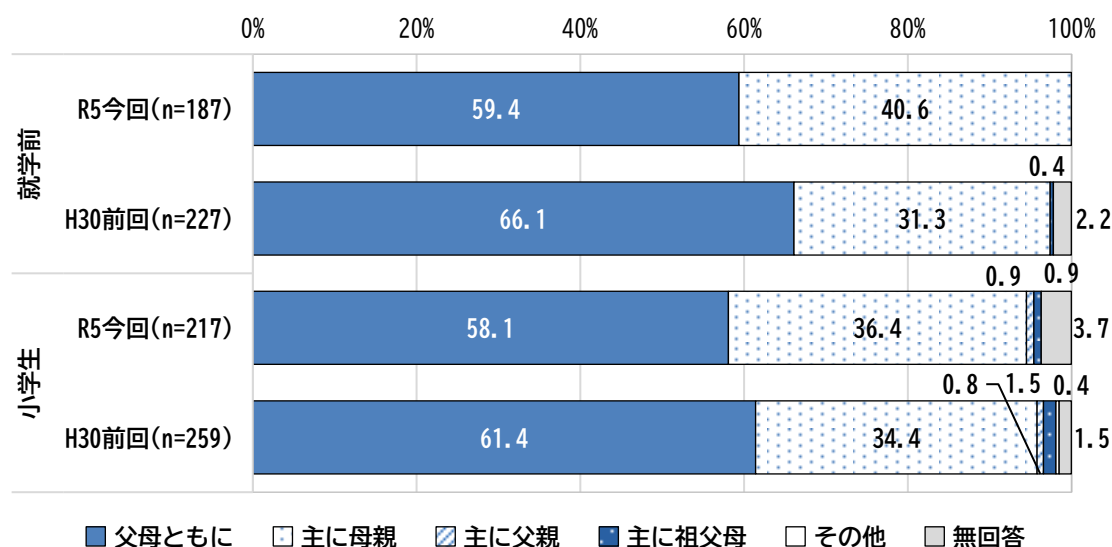
(1) 子育ての環境

①子育ての主な担い手と親族等による手助け

◇子育ての主な担い手は、就学前、小学生ともに「父母ともに」が約6割と最も高くなっています。

◇前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに「父母ともに」がやや減少、「主に母親」が増加しています。

■子育ての主な担い手



②親族、友人・知人による手助け

◇こどもを「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で 34.6%、小学生の保護者で 42.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で 64.7%、小学生の保護者で 57.4%となっており、半数以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。(図表省略)

◇一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では 8.2%、小学生の保護者では 6.3%となっています。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりの促進などの各種支援の充実とその周知が求められます。(図表省略)

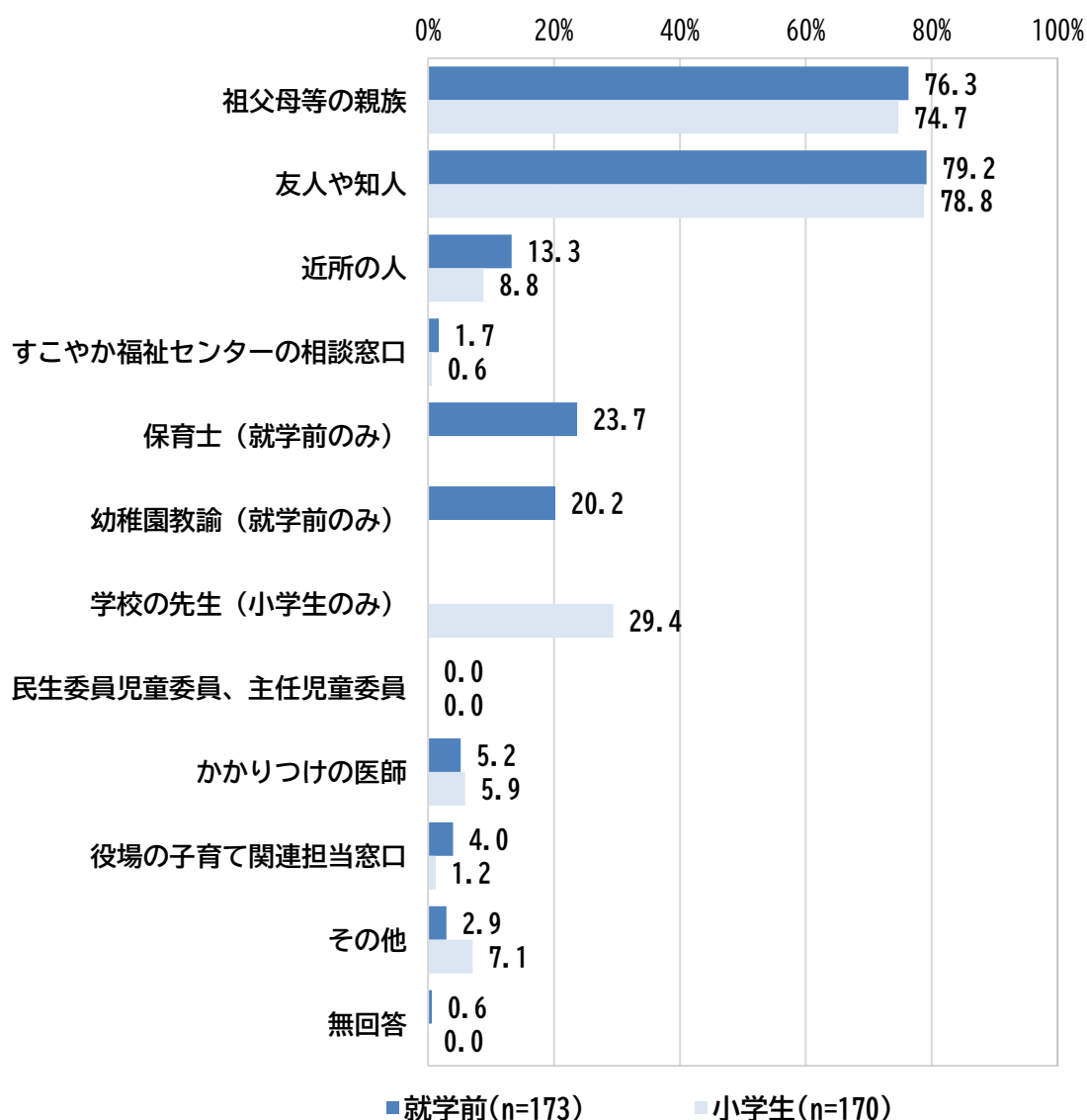
③気軽に相談できる相手・場所の有無

◇子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童の保護者で 92.5%、小学生の保護者で 78.3%となっています。（図表省略）

◇一方、「いない・ない」とする回答は就学前児童の保護者で 7.0%、小学生の保護者で 13.4%となっていることから、これらの層への相談窓口の周知や子育てネットワークづくりの支援等が求められます。（図表省略）

◇気軽に相談できる相手・場所の内容については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者 76.3%、小学生の保護者 74.7%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者 79.2%、小学生の保護者 78.8%）が上位となり、複数の相談先を持っている保護者が多数いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「すこやか福祉センターの相談窓口」「役場の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

■気軽に相談できる相手・場所



(2) 保護者の就労状況

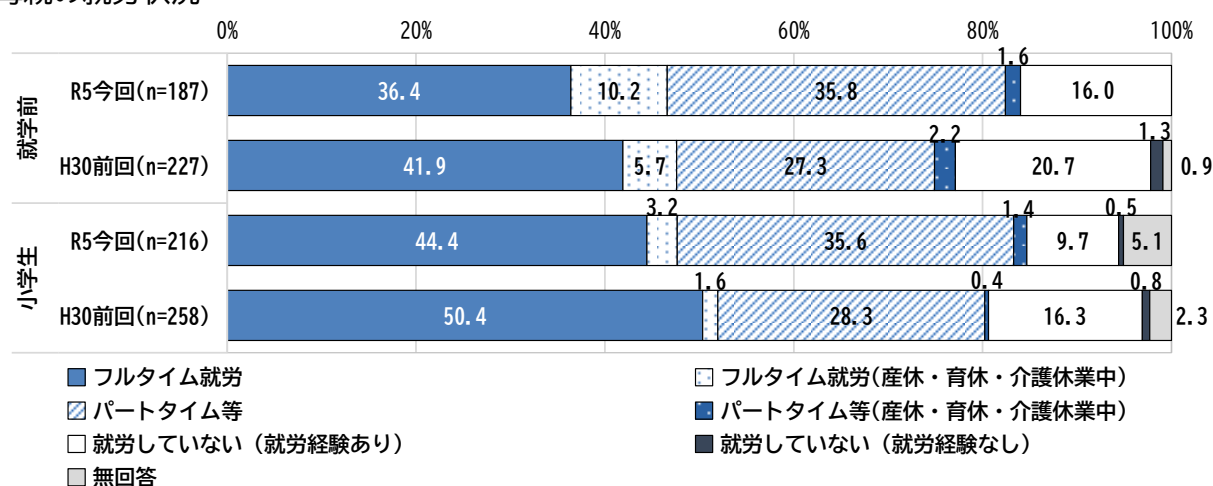
◇母親の就労状況は、就学前調査では、「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が46.6%、「パートタイム等（産休・育休・介護休業中を含む）」が37.4%、「就労していない」が16.0%となっています。

小学生調査では「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が47.6%、「パートタイム等（産休・育休・介護休業中を含む）」が37.0%、「就労していない」が10.2%となっています。

◇就学前調査では、「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中）」の割合が10.2%と前回調査（5.7%）と比較して約1.8倍と増加しており、産休・育休等の取得が進んでいる状況がうかがえます。

◇父親の就労状況は、就学前調査では、「フルタイム就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が98.8%、小学生調査では87.2%となっています。

■母親の就労状況



■父親の就労状況

就学前調査			小学生調査		
フルタイム就労	パートタイム等	就労していない	フルタイム就労	パートタイム等	就労していない
98.8%	0.6%	0.6%	87.2%	1.1%	1.1%

（３）幼児期の教育・保育の利用状況と利用意向（就学前調査のみ）

◇幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は 79.1%で、前回調査から 5.9 ポイント減少しています。（図表省略）

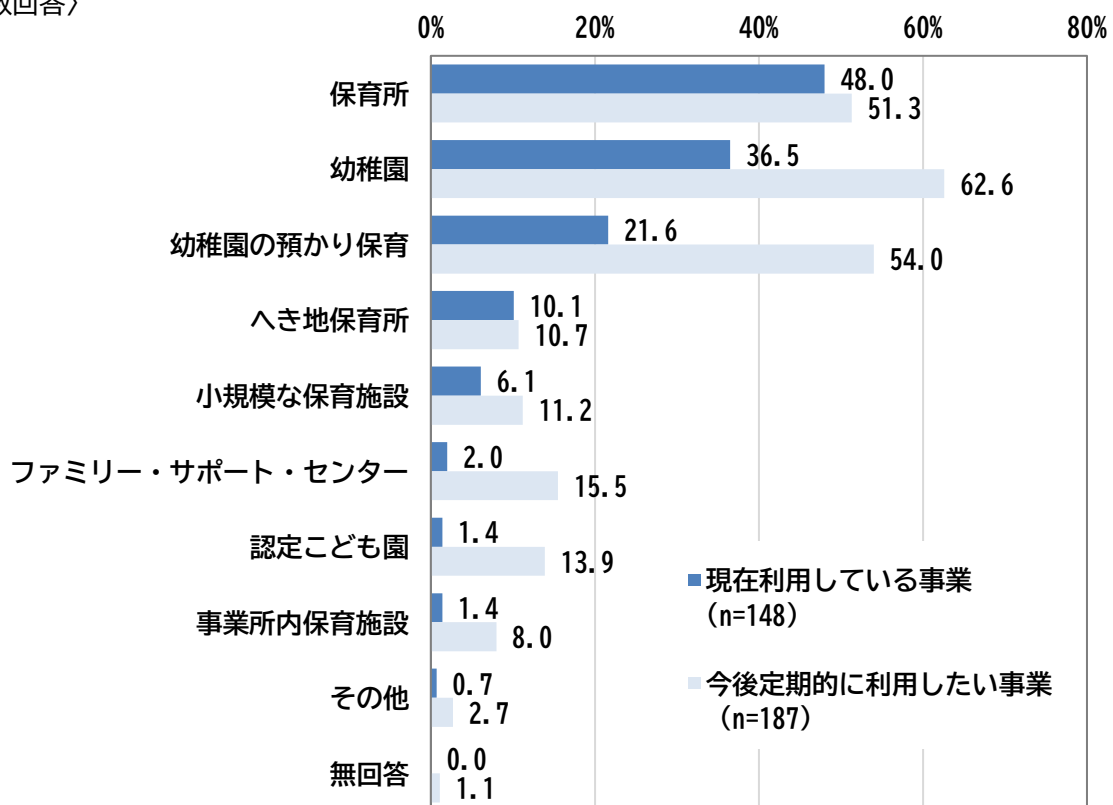
◇現在利用している事業の具体的な内容は、「保育所」が 48.0%、「幼稚園」が 36.5%と、この２項目が他の項目と比較して高くなっています。

◇今後定期的に利用したい事業は、「幼稚園」が 62.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 54.0%、「保育所」が 51.3%となっています。

また、すべての項目で、今後定期的に利用したい事業の割合が現在利用している事業の割合を上回っています。

■幼児期の教育・保育の利用状況と利用意向（就学前調査のみ）

〈複数回答〉

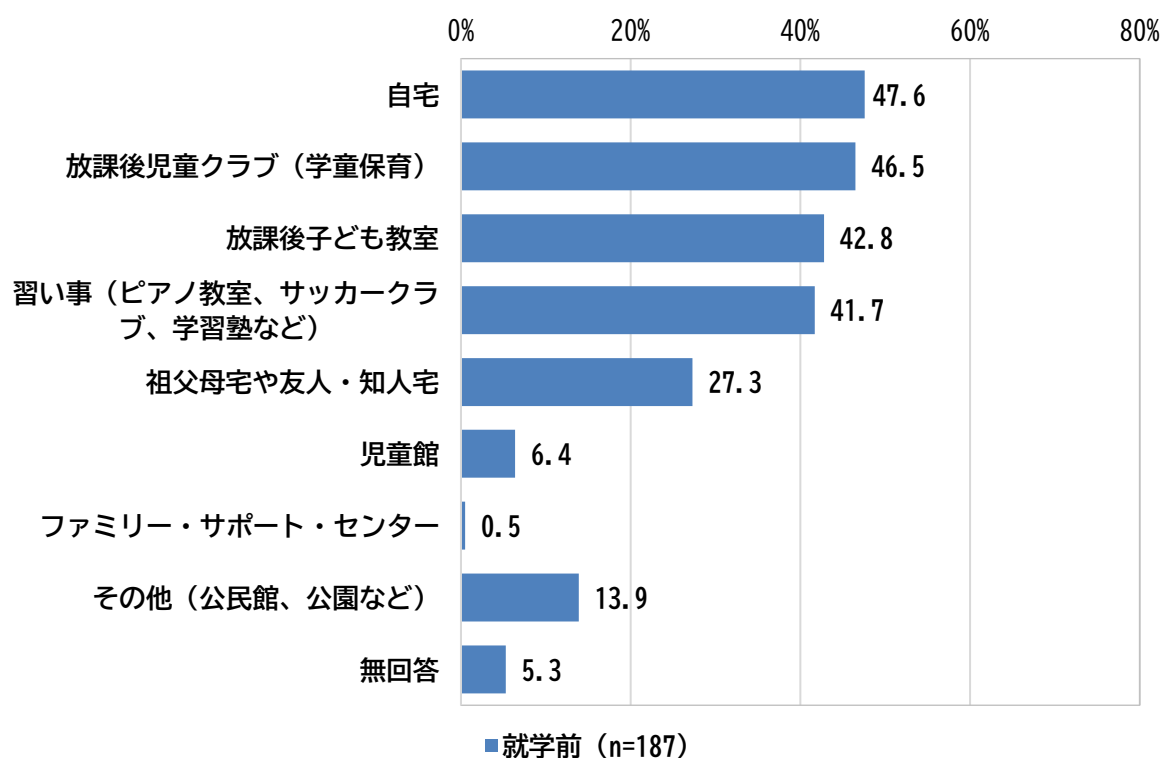


※「現在利用している事業」は、現在定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人のみ、「今後定期的に利用したい事業」は回答者全員に調査を行なった。

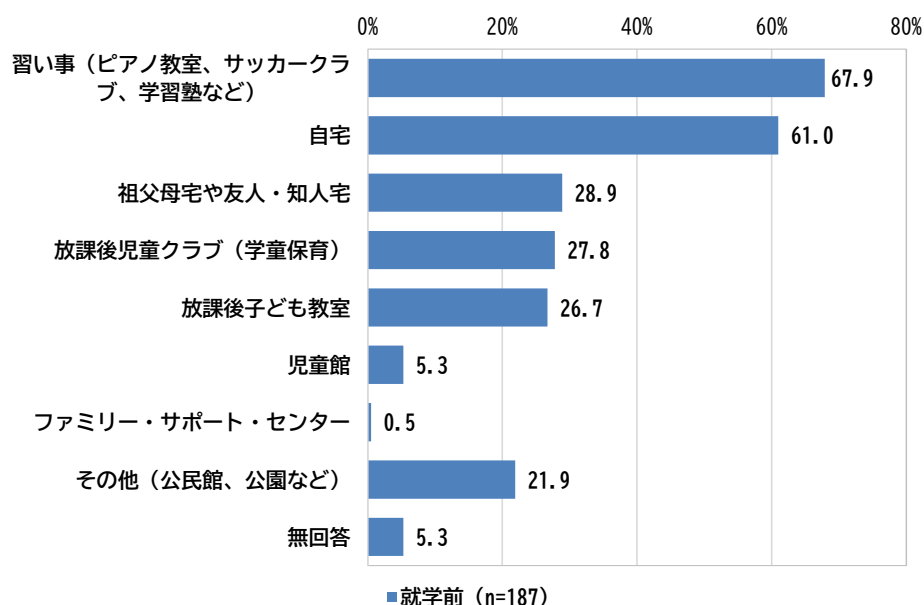
(4) 小学校の放課後の居場所の希望

- ◇就学前児童の保護者の希望する小学校入学後の低学年時における放課後の過ごし方は、「自宅」が47.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が46.5%、「放課後子ども教室」が42.8%の順となっています。一方、高学年（4～6年生）時における放課後の過ごし方の希望は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が67.9%と最も高く、次いで「自宅」が61.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.9%の順となっており、低学年時と高学年時において異なる結果となっています。
- ◇また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望する週あたり利用日数について、小学生の保護者（お子さまが低学年の方）の低学年時の希望は、「5日」と「6日以上」が合計62.5%となっていますが、高学年時の希望は、「5日」と「6日以上」が合計48.2%、小学生の保護者（お子さまが高学年の方）の高学年時の希望は、「5日」と「6日以上」が合計31.3%となり、学年が上がるにつれて利用を希望する日数は少なくなる傾向にあることがうかがえます。（図表省略）
- ◇働く保護者にとって、放課後児童クラブとは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後児童クラブを維持していくことが求められます。

■小学校入学後の低学年時（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望（就学前）



■小学校入学後の高学年時の放課後の過ごし方の希望（就学前）



（５）子育ての環境や支援への満足度

◇町の子育ての環境や支援の満足度の平均値は、就学前は 2.68、小学生調査は 2.58 となっています。

◇平均点を前回調査と比較すると就学前は 0.04 ポイント増加、小学生は 0.08 ポイント減少とともに大きな変化は見られません。

◇内訳についてみると、就学前、小学生ともに「普通」と回答した保護者の割合が３割台と５項目の中で最も高いことから、より多くの保護者が満足に感じられる特色ある支援を行うことが求められています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度

町の子育て環境の満足度に関する設問の回答を、満足度が低い：１点、やや満足度が低い：２点、普通：３点、やや満足度が高い：４点、満足度が高い：５点として、点数化した。

			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
就学前	今回調査	回答者数	31	45	72	29	9	186	2.68
		評点	31	90	216	116	45	498	
	前回調査	回答者数	25	67	98	27	5	222	2.64
		評点	25	134	294	108	25	586	

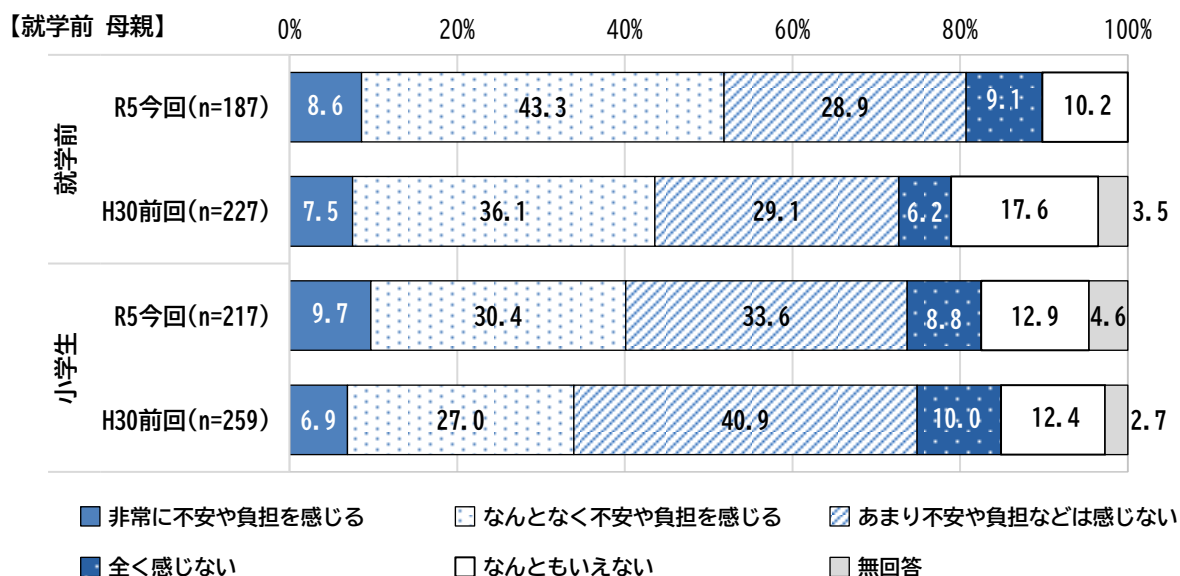
			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
小学生	今回調査	回答者数	39	51	69	28	9	196	2.58
		評点	39	102	207	112	45	505	
	前回調査	回答者数	33	65	106	34	7	245	2.66
		評点	33	130	318	136	35	652	

(6) 子育てについて

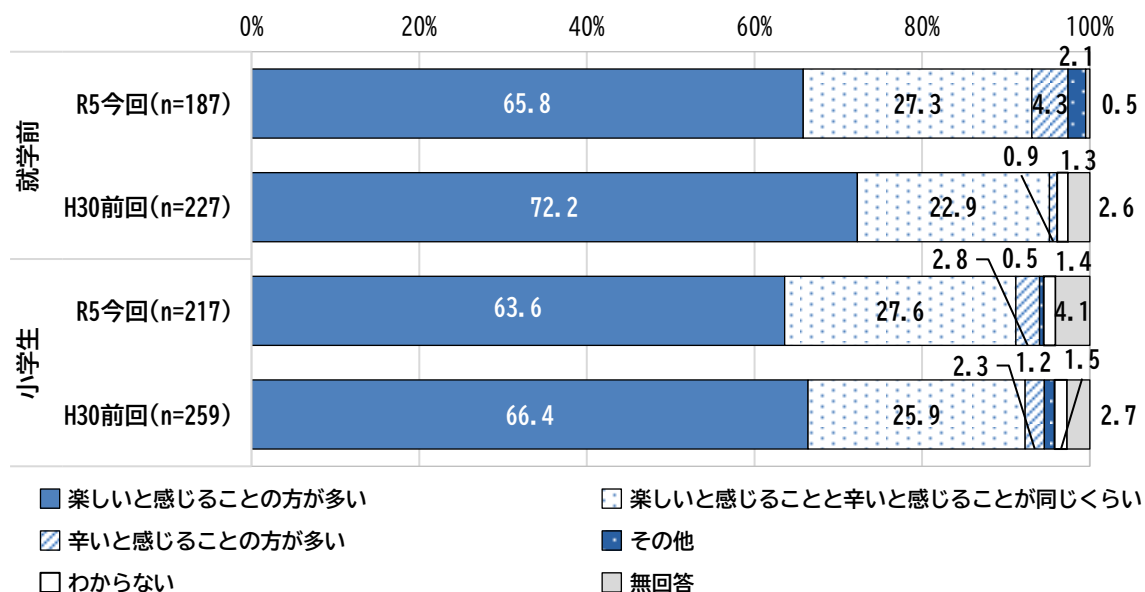
◇子育てに不安感や負担感を感じるかについて、『感じる』（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）と回答した割合は、就学前、小学生ともに6～8ポイント程度増加しています。

◇『子育てを楽しんでいることが多い』（「楽しいと感じることの方が多い」＋「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の合計）と回答した人の割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに9割台となっています。

■子育てに関する不安感や負担感など



■子育てを楽しんでいることが多いか、辛いと感じることが多いか



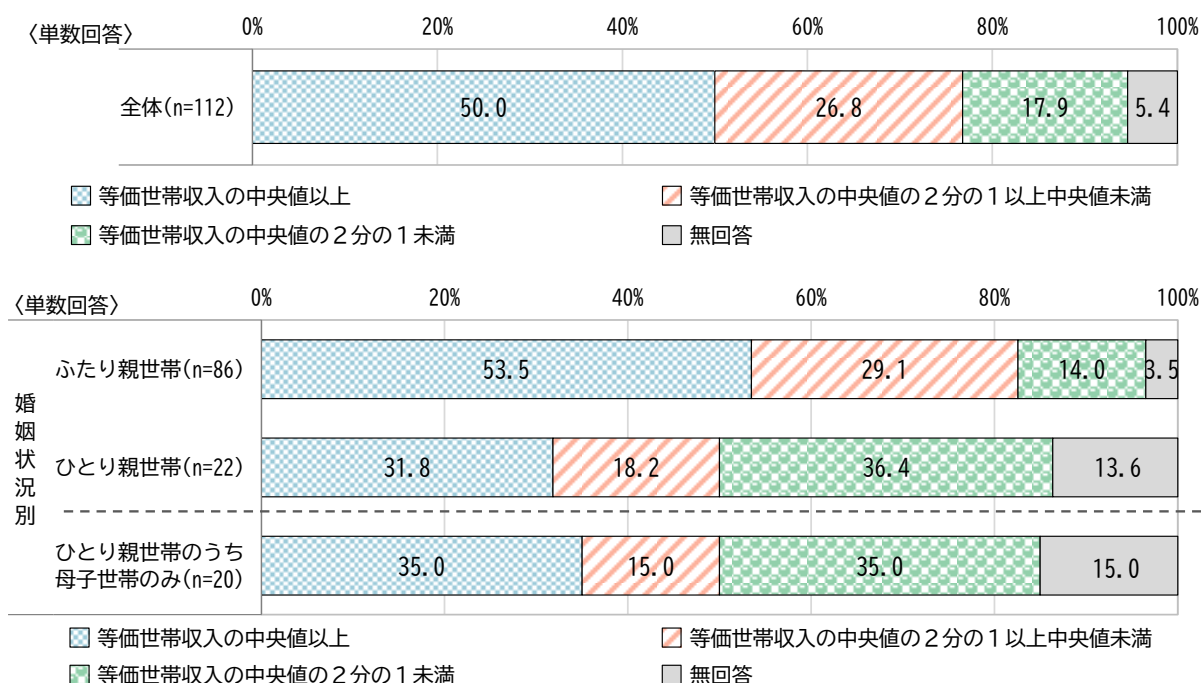
3 こどもの生活に関するアンケート調査

(1) 相対的貧困率の算出

◇全体では、「等価世帯収入の中央値以上」が 50.0%、「等価世帯収入の中央値の 2 分の 1 以上中央値未満」が 26.8%、相対的貧困にあたる「等価世帯収入の中央値の 2 分の 1 未満」が 17.9%とおよそ 5～6 世帯に 1 世帯が相対的貧困に該当します。

◇婚姻状況別でみると、「等価世帯収入の中央値の 2 分の 1 未満」の割合が、ふたり親世帯では 14.0%、ひとり親世帯全体では 36.4%、ひとり親世帯のうち母子世帯のみでは 35.0%となっています。

■回答世帯の収入区分（「等価世帯収入の中央値の 2 分の 1 未満」が相対的貧困に該当）



絶対的貧困と相対的貧困

貧困には、「家がない」、「食べる物が無い」など、生きていく上で必要な生活水準が満たされていない状態（「絶対的貧困」）と、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態（「相対的貧困」）の大きく二つの考え方があります。

相対的貧困は、国等の格差の議論において指標の一つとして扱われており、家庭が相対的貧困の状態にあることで、食事・栄養の不足や進学の断念など、子どもにも影響を及ぼすることから、絶対的貧困と共に解消を目指すべきものとされています。

【相対的貧困の判定基準】

等価世帯収入の中央値の半分を下回る層を相対的貧困として判定

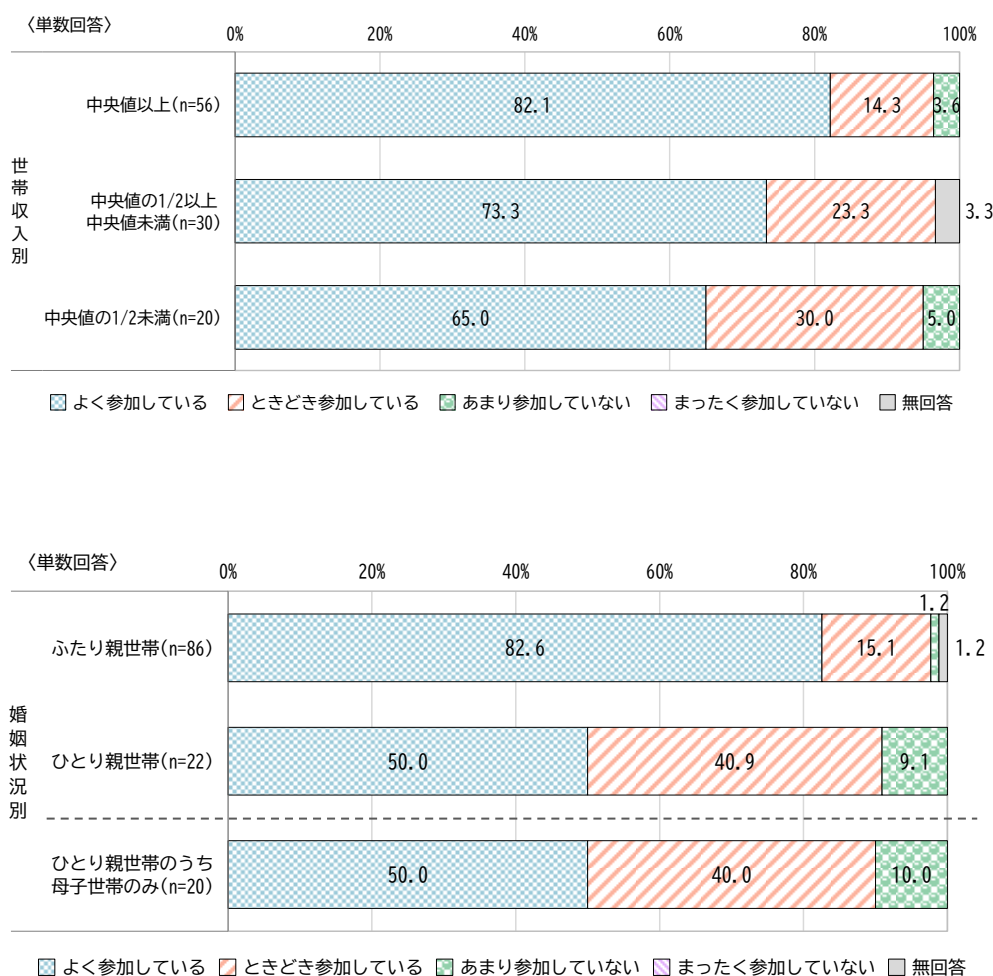
(2) こどもとの関わり方について

◇授業参観や運動会等の学校行事への参加状況を世帯収入別でみると、世帯収入が高い世帯ほど「よく参加している」割合が高くなっています。

◇PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加状況についても、同様の傾向となっています。

◇また、婚姻状況別にみると、「ひとり親世帯」では、学校行事やPTA活動、保護者会、ボランティアなどの活動に『参加していない』割合が高くなっています。

■授業参観や運動会等の学校行事への参加（世帯収入別、婚姻状況別）



※26～34 ページでは、世帯収入別の分類について一部文言を省略して掲載している。

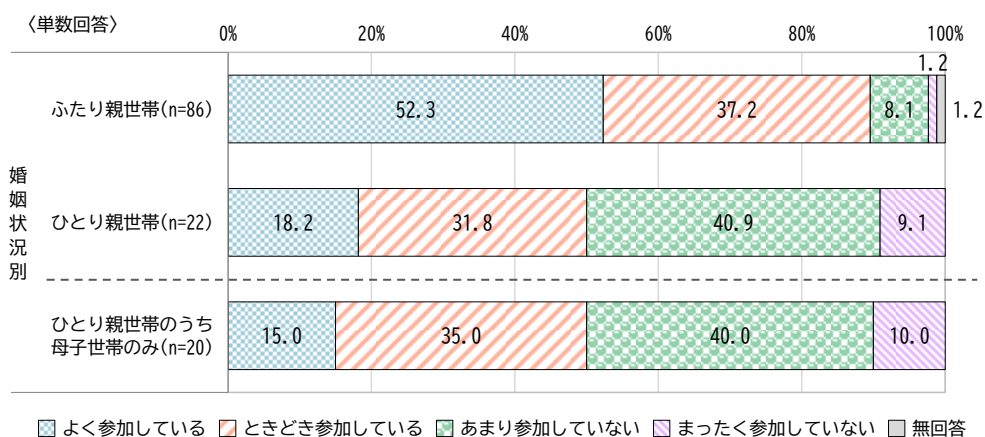
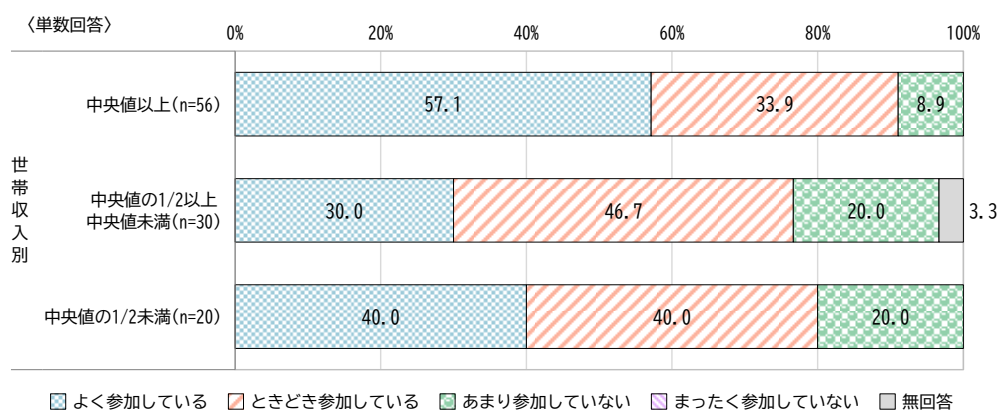
中央値以上：等価世帯収入の中央値以上

中央値の2分の1以上中央値未満：等価世帯収入の中央値の2分の1以上中央値未満

中央値の2分の1未満：等価世帯収入の中央値の2分の1未満

をそれぞれ表す。

■PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加

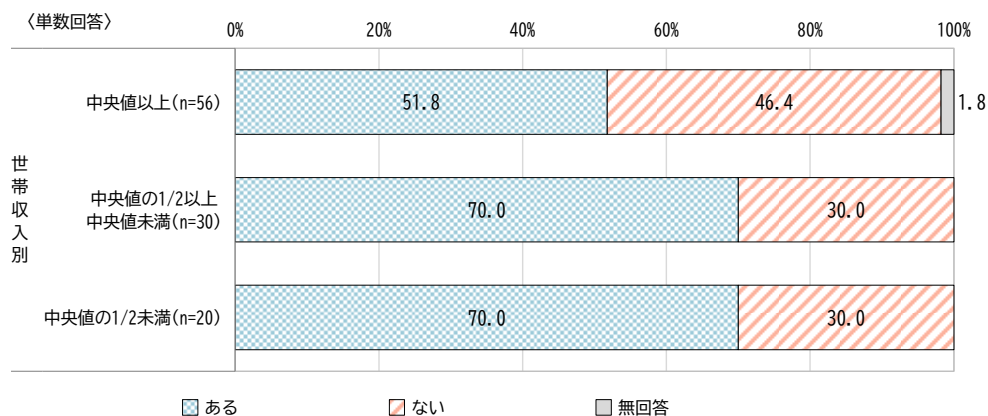


(3) こどもの進路への不安

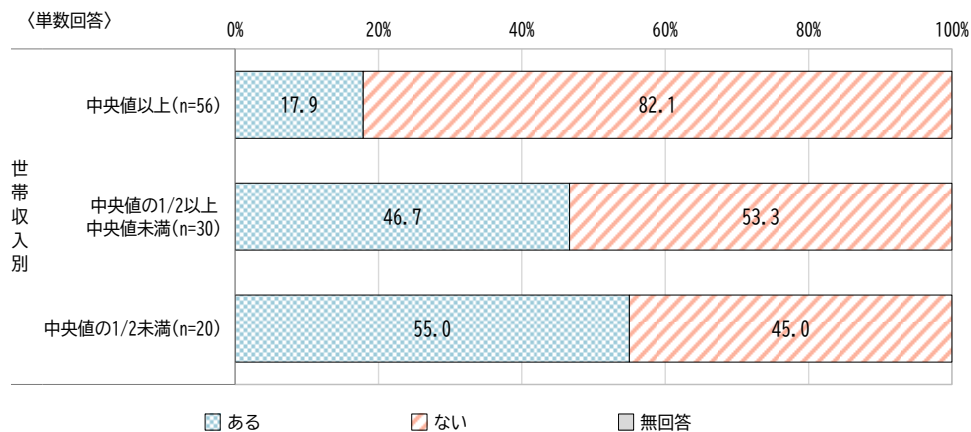
◇経済的な理由によりこどもの進路に不安を抱いた経験の有無について「ある」の割合は、中央値以上の世帯で 51.8%、中央値の2分の1以上中央値未満の世帯と中央値の2分の1未満の世帯で 70.0%となっています。

◇経済的な理由によりこどもの学習意欲にこたえられなかった経験の有無について「ある」の割合は、中央値以上の世帯で17.9%、中央値の2分の1以上中央値未満の世帯で46.7%、中央値の2分の1未満の世帯で 55.0%となっています。

■経済的な理由によりこどもの進路に不安を抱いた経験の有無（保護者調査）



■経済的な理由によりこどもの学習意欲にこたえられなかった経験の有無（保護者調査）

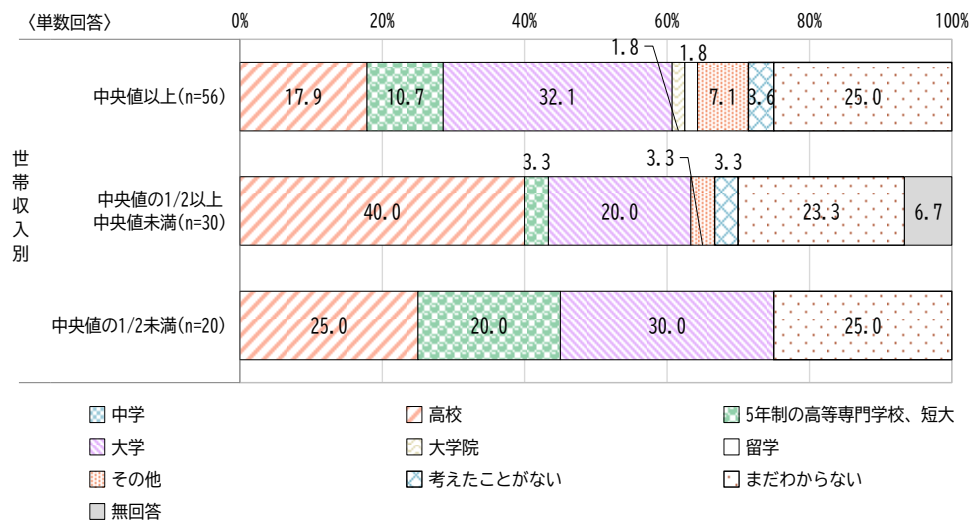


(4) こどもの進路希望について（こども調査）

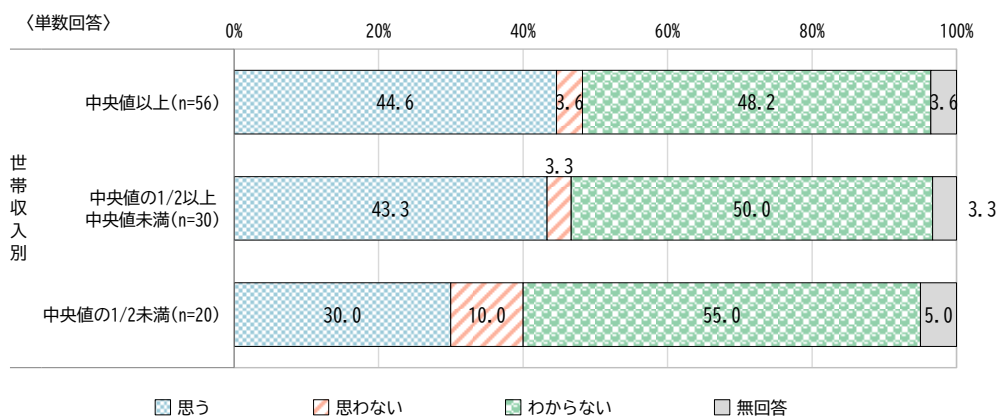
◇こどもの進路希望が「大学」の割合は、「中央値以上」では32.1%、「中央値の1/2以上中央値未満」では20.0%、「中央値の1/2未満」では30.0%となっています。

◇「中央値の1/2未満」では、希望どおり進むと「思わない」と希望どおり進むか「わからない」の割合が6割となり他の世帯より高くなっています。

■こどもの進学希望



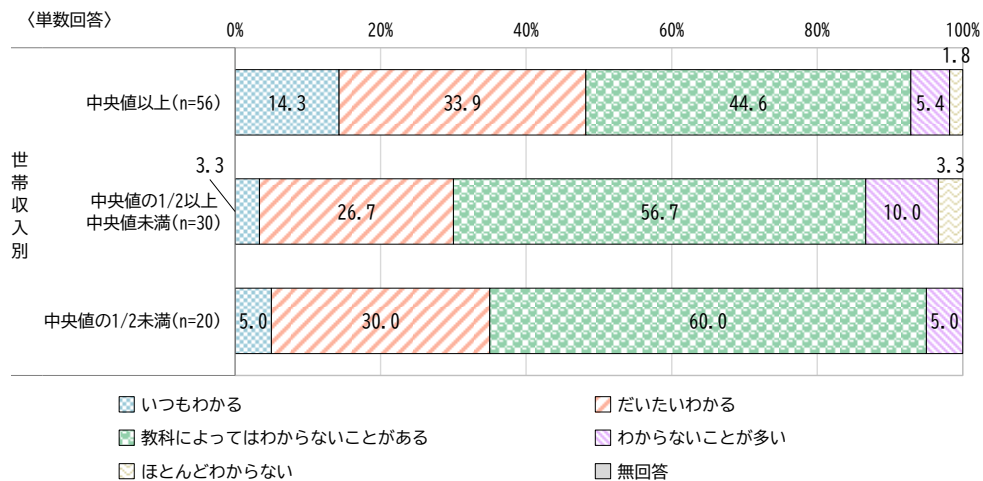
■こどもの進学について希望どおり進むと思うか



(5) こどもの学習理解度

◇学校の授業がわからないことの有無については、『わからない』（「わからないことが多い」＋「ほとんどわからない」の合計）の割合は、中央値以上の世帯で 7.2%、中央値の 2 分の 1 以上中央値未満の世帯で 13.3%、中央値の 2 分の 1 未満の世帯で 5.0%となっています。

■学校の授業がわからないことの有無（こども調査）



世帯収入別区分	『わかる』 （「いつもわかる」 ＋「大体わかる」）	『わからない』 （「わからないことが多い」 ＋「ほとんどわからない」）
中央値以上の世帯	48.2%	7.2%
中央値の 2 分の 1 以上中央値未満の世帯	30.0%	13.3%
中央値の 2 分の 1 未満の世帯	35.0%	5.0%

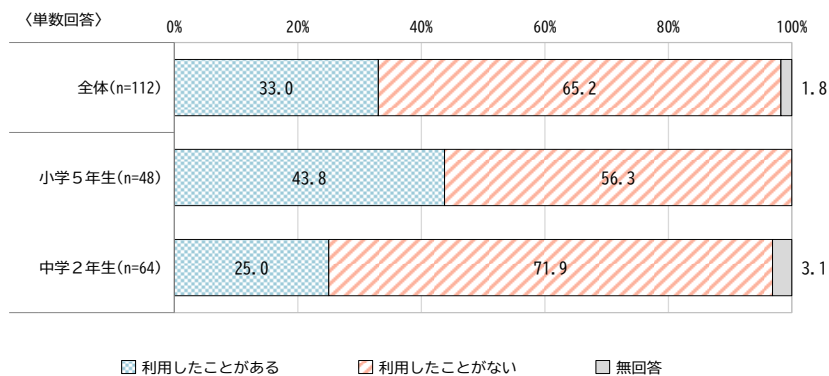
(6) こどもの居場所

◇「こどもの居場所」を利用したことがある人は、約3割となっています。

◇「こどもの居場所」を利用することで良いと思うことは、「お子さんが楽しんでいるから」が約8割と最も高くなっています。(図表省略)

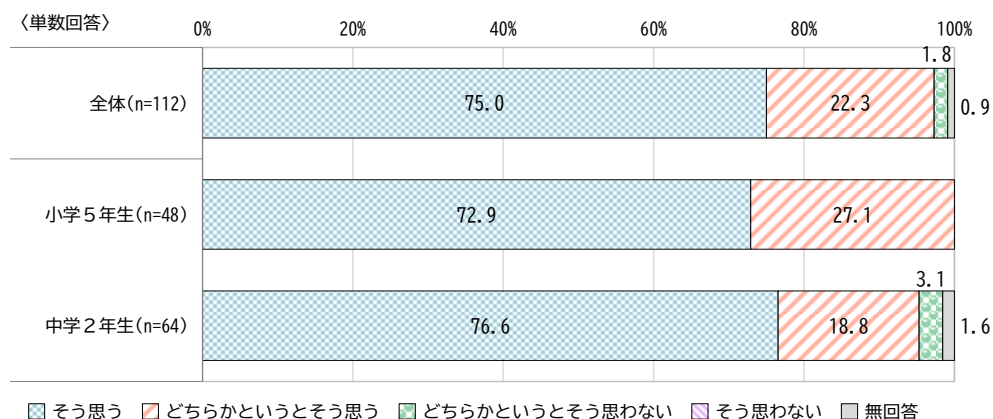
◇「こどもの居場所」を利用しない理由については、「どこにあるか知らないから」が31.5%と最も高くなっています。(図表省略)

■こどもは、「こどもの居場所」を利用したことがあるか（保護者調査）



◇こどもは自分の家を居心地がよいと感じていると思うかについては、「そう思う」が75.0%と最も高く、次いで、「どちらかというと思う」が22.3%、「どちらかというと思わない」が1.8%となっています。

■こどもは自分の家を居心地がよいと感じていると思うか



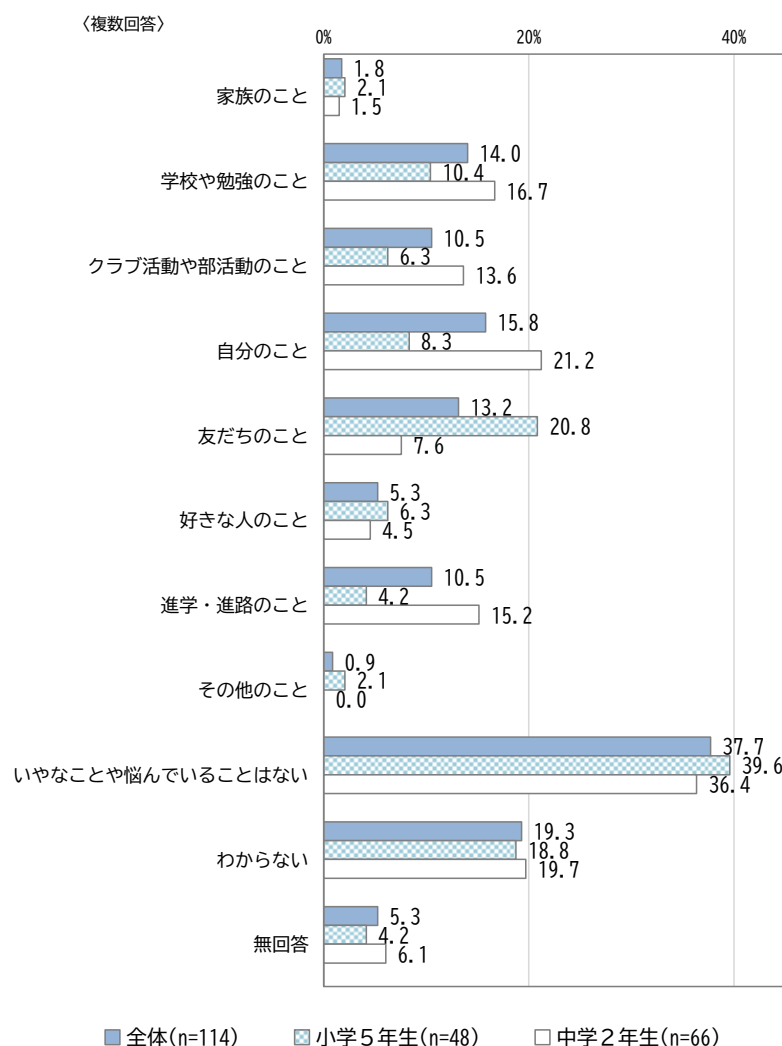
(7) こどものいやなことや悩み

◇いやなことや悩んでいることについては、全体では、「いやなことや悩んでいることはない」が37.7%と最も高く、次いで、「わからない」が19.3%、「自分のこと」が15.8%となっています。

◇小学5年生では、「いやなことや悩んでいることはない」が39.6%と最も高く、次いで、「友だちのこと」が20.8%、「わからない」が18.8%となっています。

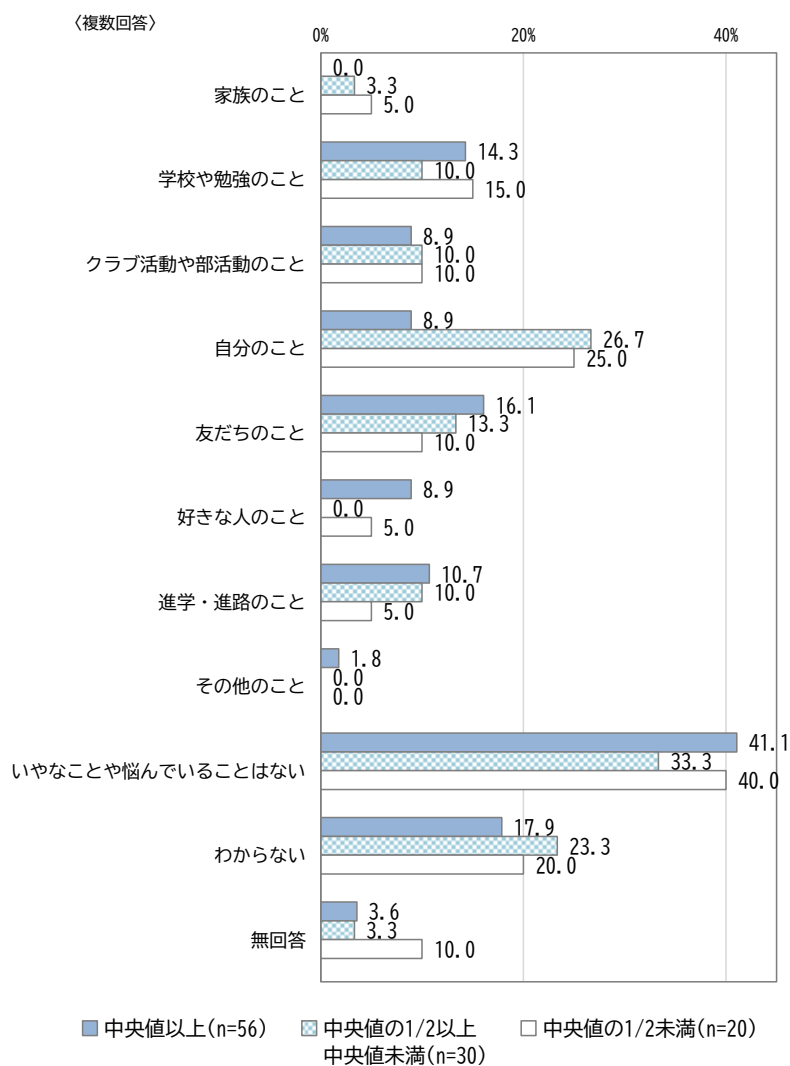
◇中学2年生では、「いやなことや悩んでいることはない」が36.4%と最も高く、次いで、「自分のこと」が21.2%、「わからない」が19.7%となっています。

■いやなことや悩んでいること（学年別）（こども調査）



◇世帯収入別でみると、中央値の2分の1以上中央値未満の世帯と中央値の2分の1未満の世帯では、「自分のこと」の割合が2割台と、中央値以上の世帯と比較して16～17ポイント程度高くなっています。

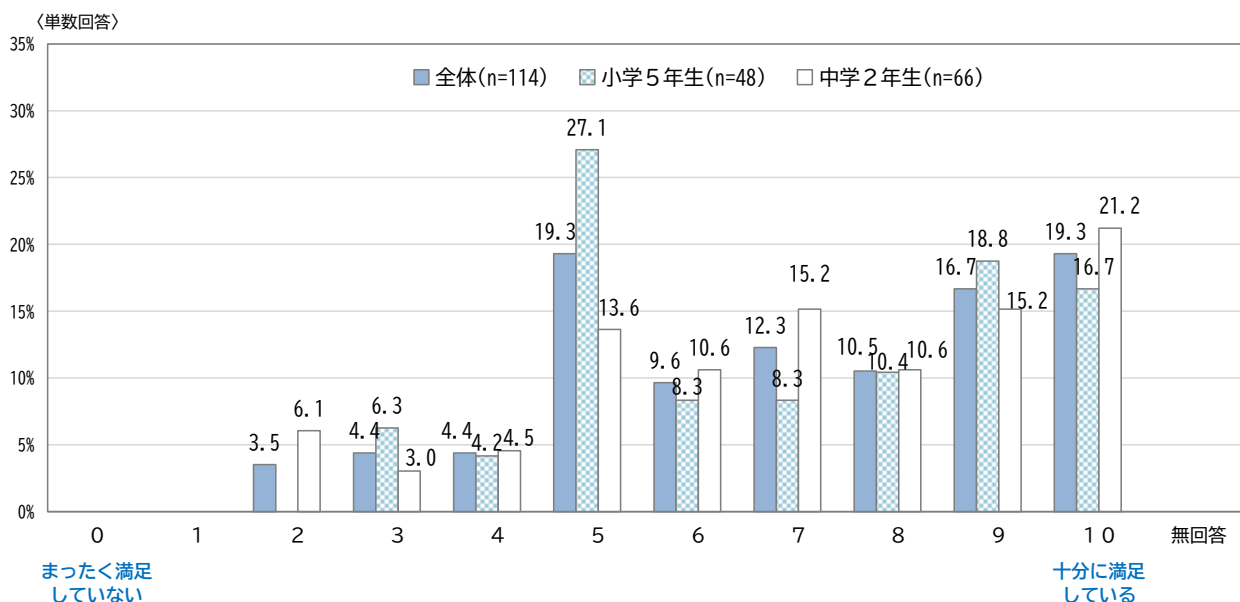
■いやなことや悩んでいること（世帯収入別）（こども調査）



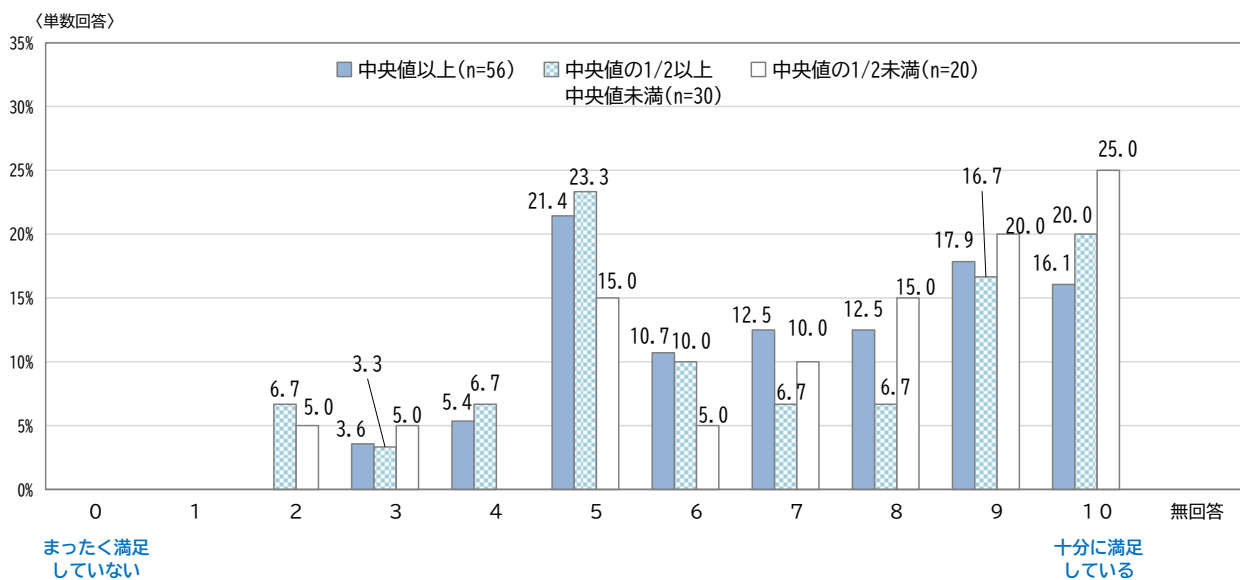
(8) 生活の満足度

◇生活の満足度については、全体では、「5」と「10」がともに19.3%と最も高く、次いで、「9」が16.7%となっています。

■生活の満足度（学年別）（こども調査）



■生活の満足度（世帯収入別）（こども調査）

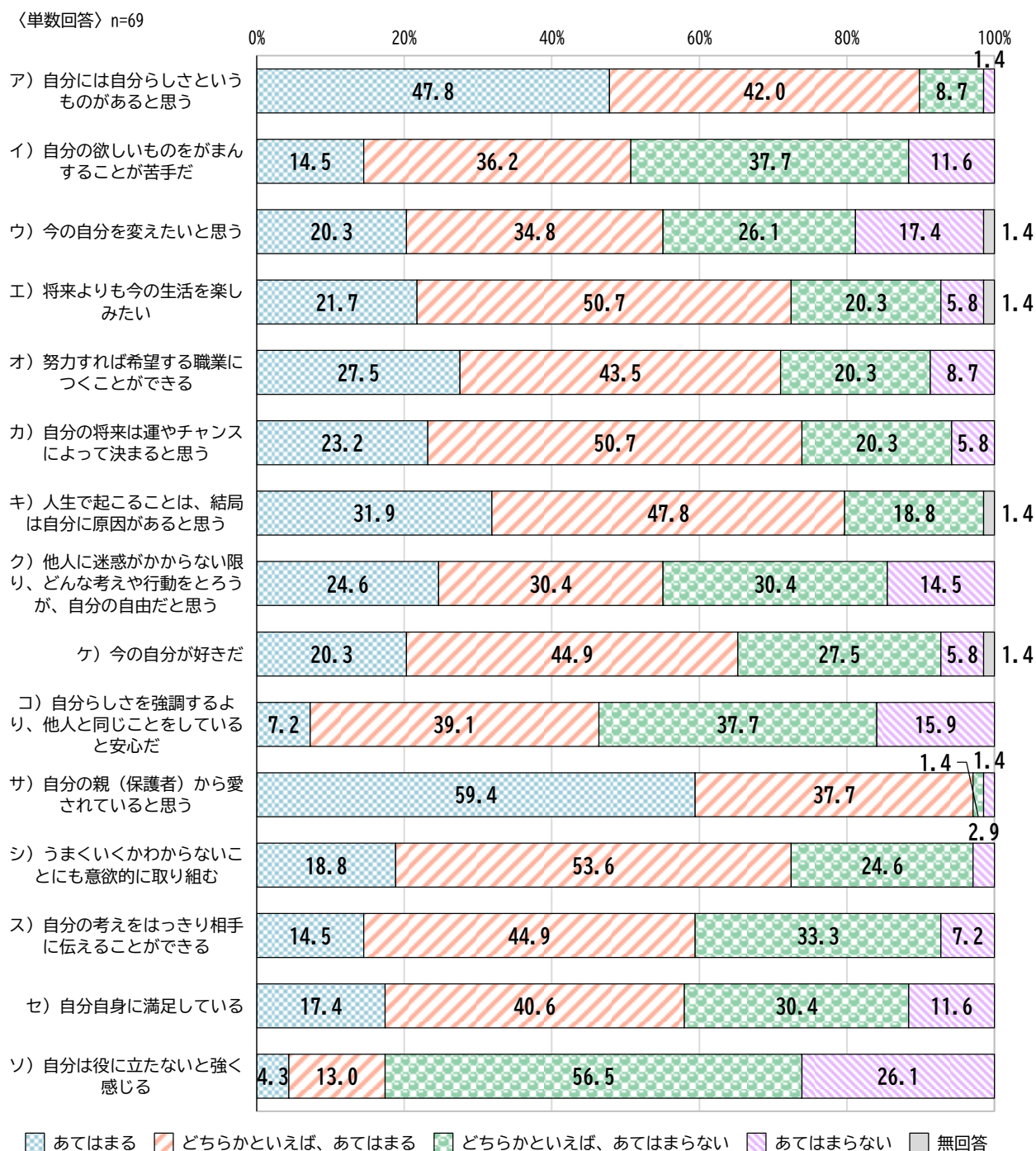


4 若者調査

(1) 自分自身について

◇自分自身について「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計の割合をみると、「サ) 自分の親（保護者）から愛されていると思う」（97.1%）、「ア) 自分には自分らしさというものがあると思う」（89.8%）、「キ) 人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」（79.7%）の項目で高くなっています。

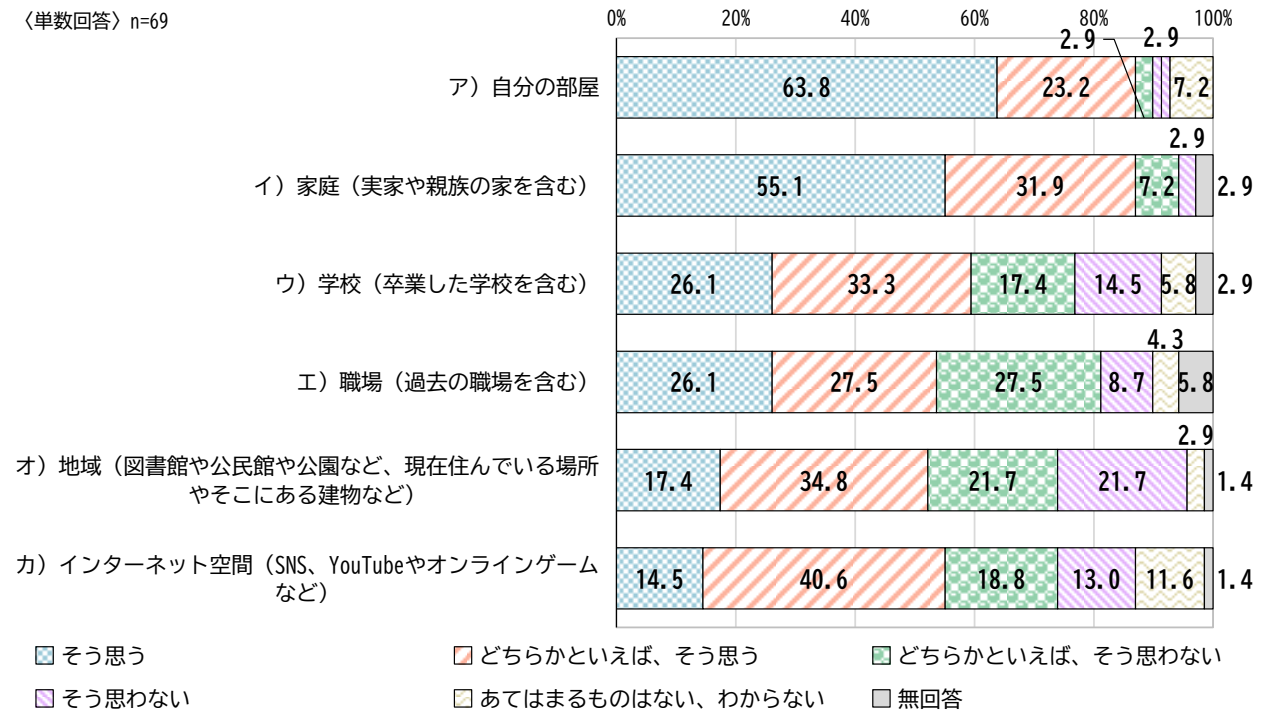
■自分自身について（18～29 歳町民調査）



(2) 自分の居場所について

◇自分の居場所について「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計の割合をみると、「ア) 自分の部屋」(87.0%)、「イ) 家庭(実家や親族の家を含む)」(87.0%)、「ウ) 学校(卒業した学校を含む)」(59.4%)の項目について、との回答が高くなっています。

■自分の居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所など)だと思うか(18~29 歳町民調査)

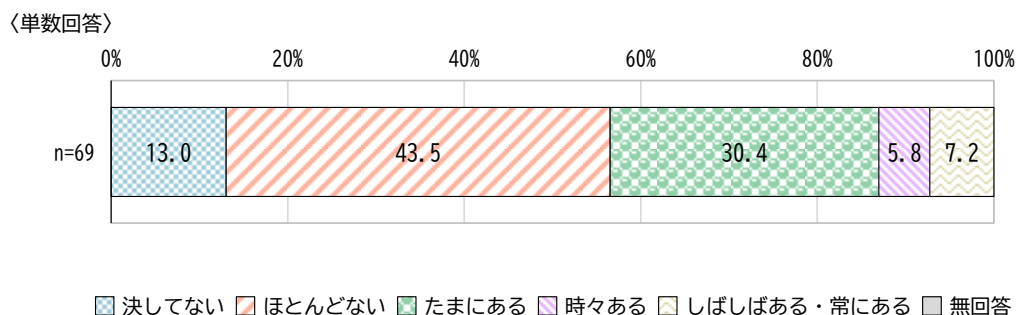


(3) 孤独感について

◇孤独であると感じるかについては、「ほとんどない」が43.5%と最も高く、次いで、「たまにある」が30.4%、「決してない」が13.0%となっています。

◇孤独を頻繁に感じる「しばしばある・常にある」が7.2%となっています。

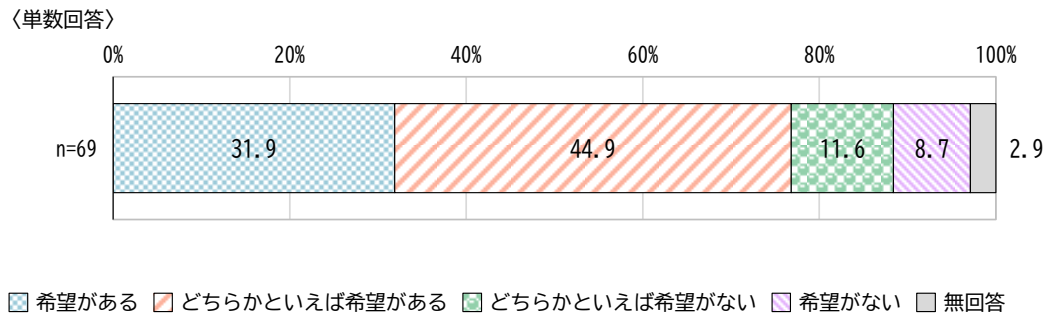
■孤独であると感じるか(18~29 歳町民調査)



(4) 自分の将来について

◇自分の将来に明るい希望を持っているかについては、「どちらかといえば希望がある」が44.9%と最も高く、次いで、「希望がある」が31.9%、「どちらかといえば希望がない」が11.6%となっています。

■自分の将来に明るい希望を持っているか（18～29 歳町民調査）

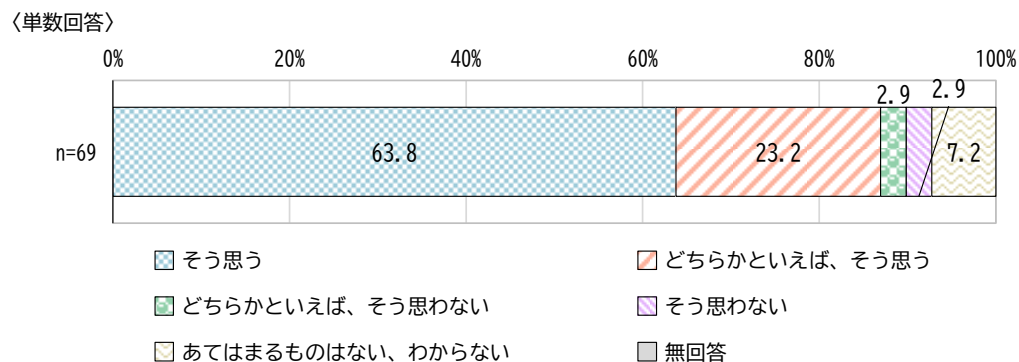


(5) 自分を幸福だと思うか

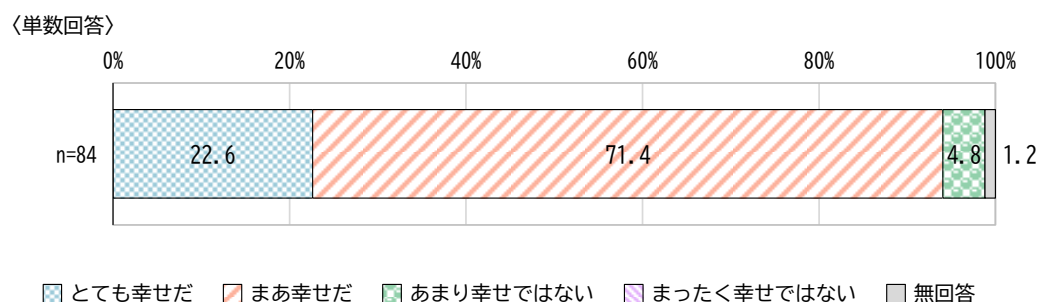
◇18～29 歳町民調査では、「そう思う」が63.8%と最も高く、次いで、「どちらかといえば、そう思う」が23.2%、「あてはまるものはない、わからない」が7.2%となっています。

◇高校生調査では、「まあ幸せだ」が71.4%と最も高く、次いで、「とても幸せだ」が22.6%、「あまり幸せではない」が4.8%となっています。

■自分を幸せだと思うか（18～29 歳町民調査）



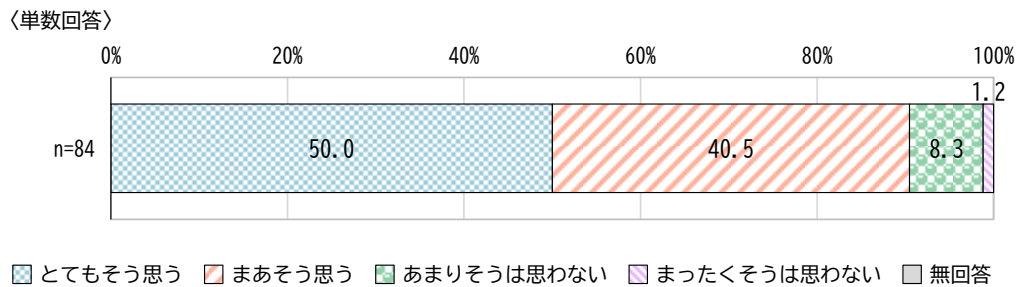
■自分を幸福だと思うか（高校生調査）



(6) こどもの意見の反映について

◇学校や社会で物事を決めるときに、こどもの意見を聞いてほしいかについては、「とてもそう思う」が50.0%と最も高く、次いで、「まあそう思う」が40.5%、「あまりそうは思わない」が8.3%となっています。

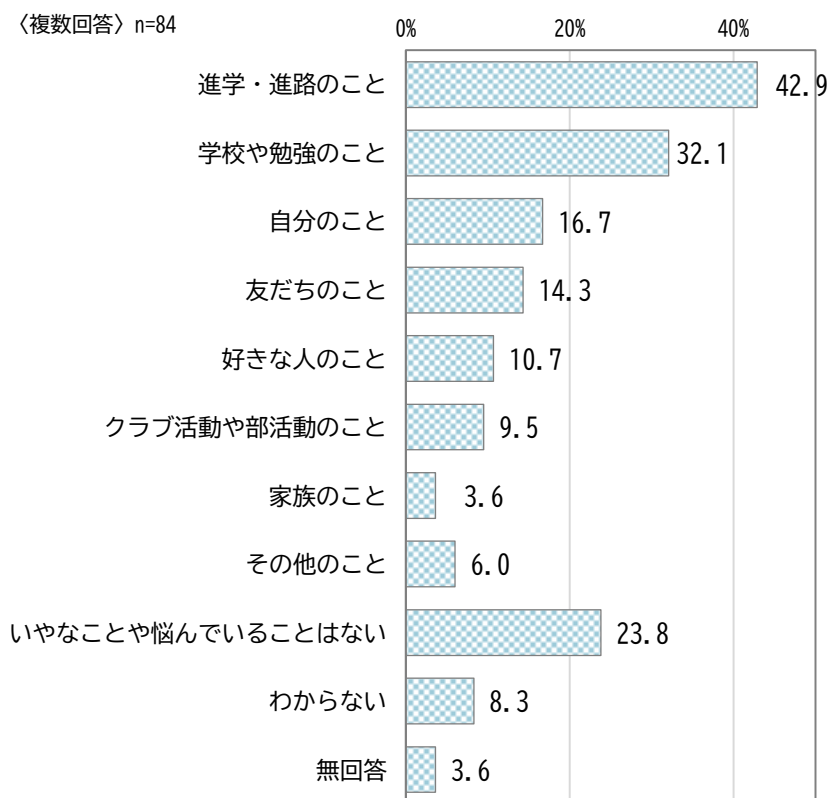
■学校や社会で物事を決めるときに、こどもの意見を聞いてほしいか（高校生調査）



(7) 現在の悩み

◇現在の悩みについては、「進学・進路のこと」が42.9%と最も高く、次いで、「学校や勉強のこと」が32.1%、「いやなことや悩んでいることはない」が23.8%となっています。

■現在の悩み（高校生調査）



(8) ヤングケアラー

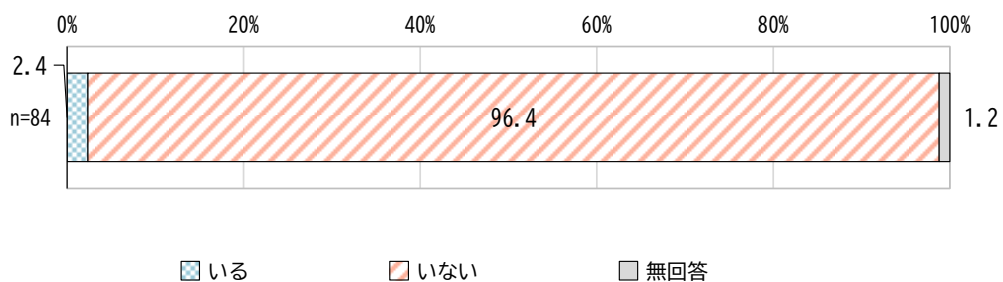
◇現在、自分が世話をしている家族はいるか「いる」が2.4%（2件）、「いない」が96.4%となっています。

◇世話をしている相手は、「祖母」と「きょうだい」がともに1件となっています。

◇世話の内容については、「きょうだいの面倒を見ることや、保育園の送り迎えなど」「病院へ一緒に行くことやお風呂・トイレのお世話」「見守りをする、話し相手になる」がともに1件となっています。

■現在、自分が世話をしている家族はいるか（高校生調査）

〈単数回答〉



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をこども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

こどもが健やかに成長し、将来に渡って幸福な生活を送るためには、教育・保育環境の整備や経済的な支援などの基礎的な子ども・子育て支援施策を充実するだけでなく、こどもが様々な体験をし、それによって心身ともに成長できる場づくりなども求められます。

そのためには、地域全体でこどもを育てる意識を持ち、地域の自然、文化、歴史など、豊かなふるさと環境を活かしていくことが重要です。

そして、こどもが地域で様々な経験を積むことで心身ともに健全な個人として成長するとともに、地域での生活に誇りを持ち、将来、町の維持と発展に寄与する人材としての活躍が期待されます。

以上のことから、本計画の基本理念を「豊かで、美しい、誇れるふるさと“瀬戸内”」と定め、こども・若者が誇れるまちをめざして様々なこども施策に取り組みます。

【基本理念】

豊かで、美しい、誇れるふるさと“瀬戸内”

2 計画の基本目標

基本理念である「豊かで、美しい、誇れるふるさと“瀬戸内”」を実現するために、基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

〈基本目標〉

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

こどもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、こども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

「こども家庭センター」を中心とした切れ目のない子育て支援や各種健診等による産前からの母子保健の充実、幼児教育・保育の計画的な提供により、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進します。

基本目標2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

こどもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、を身に付け、個性あふれるこどもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

基本目標3 こども・若者の権利を守り、すべてのこどもが希望を持てる社会づくり

すべてのこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

様々な環境で育つすべてのこどもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、社会全体で健やかに育み、一人ひとりのこどもの「最善の利益」

基本目標4 子育てを応援する社会づくり

子育てしやすいまちづくりに向けて、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや、こどもと子育て世帯が安心して生活できる住環境の整備、子育てに係る経済的負担の軽減など様々な分野の取組を推進します。

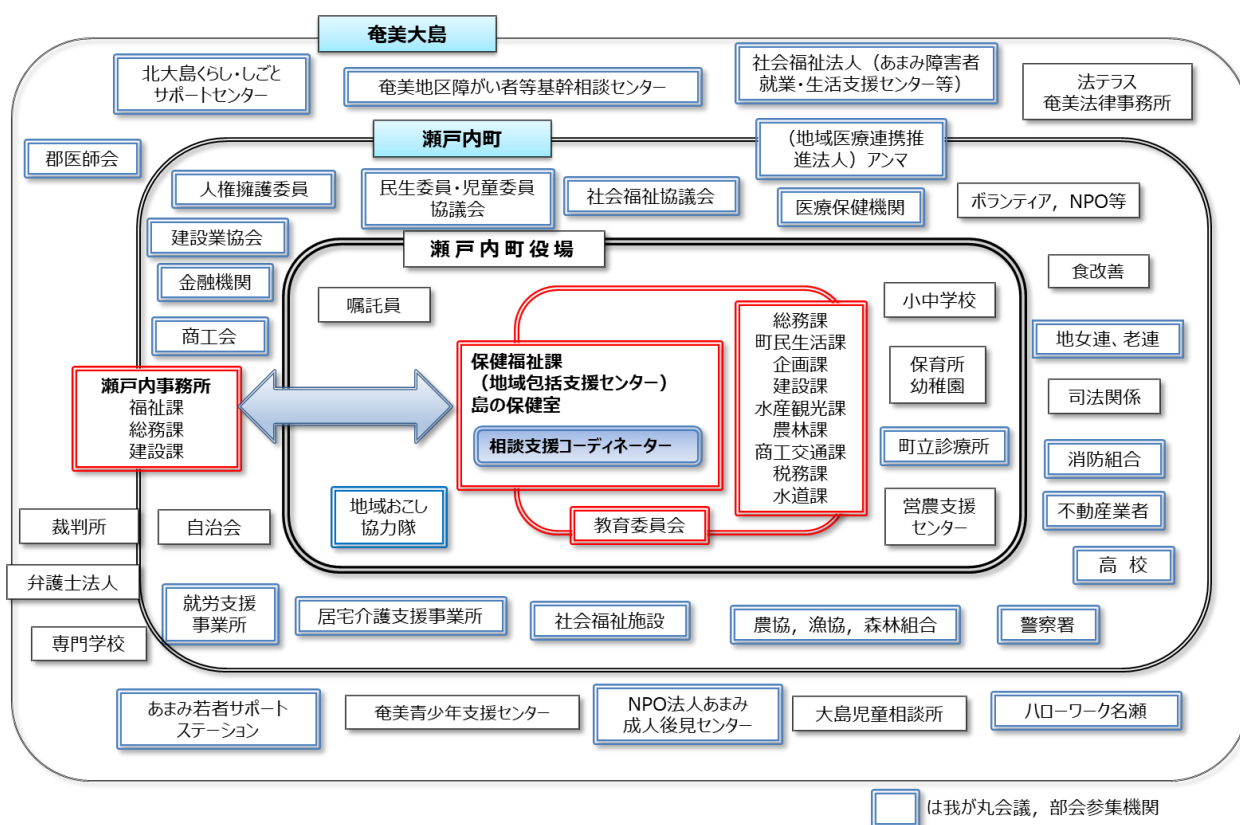
また、こどもが安心して過ごせる居場所や様々な体験ができる機会の確保に努め、こどもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備します。

3 「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」との連携による推進

本町では、平成 29 年度より、誰もが居場所と出番があり、地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、町民一人ひとりが、子育てや介護、障がい、生活困窮、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の多様化・複合化した困りごとや地域の課題を「我が事」と捉え、「丸ごと」受け止め、解決を図る地域づくりに主体的に取り組むとともに、多分野・多機関が連携・協働して、チームとして包括的に支援する「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」に取り組んでいます。

妊娠期・乳幼児期からの切れ目のない子育て支援のためには、多分野・多機関の連携・協働が不可欠なことから、「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」と連携して計画の推進を図ります。

「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」主な連携機関・団体図



4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
誇れるふるさと“瀬戸内” 豊かで、美しい、	基本目標 1 安心して生み育てられる環境づくり	(1) 妊娠期からの切れ目のない保健と支援 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 幼児期の教育・保育の充実
	基本目標 2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり	(1) 学校の教育環境等の整備 (2) こどもの居場所と多様な体験機会の確保 (3) 出会いや結婚への支援 (4) 学童期・思春期の心と体のケア
	基本目標 3 こども・若者の権利を守り、すべてのこどもが希望を持てる社会づくり	(1) こどもの貧困対策の充実 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) 障がいのあるこどもと家庭への支援 (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
	基本目標 4 子育てを応援する社会づくり	(1) こども・若者の権利の保障 (2) 仕事と家庭の両立に向けた環境づくり (3) 子育てに関する経済的な支援の充実 (4) 安心して生活できる環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

(1) 妊娠期からの切れ目のない保健と支援

母親とこどもの心と体の健康を守るため、切れ目のないの支援体制を構築し、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び産後ケア事業等の母子保健施策充実を図ります。

① 妊娠・出産に関する支援の充実

取組	内容
不妊治療費の助成	こどもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費の助成を行います。
出産前からの保健の充実	妊娠届出時の面談や、妊婦健康診査の実施を通して、妊婦の健康確保に努めるとともに、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行い不安の解消に努めます。
産婦に対する支援の充実	必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、すべての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。 また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。
情報提供の充実	ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。
乳幼児の健康づくり	乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査等を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。 また、保育所や幼稚園において、園児への健康診断などを実施し、こどもの健康の保持・増進を推進します。 【主な取組】 乳幼児健康診査 フッ化物塗布事業 新生児聴覚検査

② 小児医療の充実

取組	内容
小児医療の推進	安心してこどもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(2) 子育て支援サービスの充実

子育て世帯の負担を軽減し、安心して仕事や子育てが行えるよう、各種保育サービスの提供体制の確保と内容の充実に努めます。

取組	内容
乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供	就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となっている「地域子育て支援拠点事業」の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。
身近で利用しやすい一時預かりの充実	乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。
子育て支援サービスの情報提供	ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わずこどもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。
地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり	子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人がこどもや子育て家庭に関わりながら、地域全体でこどもを育む環境づくりに取り組みます。
瀬戸内町子育て世代包括支援センターの設置	瀬戸内町子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健、相談支援、各種支援制度へのつなぎなど、町内に住所を有する妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
こども家庭センターの設置	母子保健と児童福祉分野の一体的な運営を行うこども家庭センターについて、令和8年度の設置に向けて取り組みます。こども家庭センターの設置及び運営にあたっては、子育て支援関連機関との連携体制の構築に努め、多機関協働の体制で子育て家庭が必要とする支援を適切に実施します。
専門職等による相談支援	瀬戸内町子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、助産師、管理栄養士が子育てに関する相談支援を行います。また、必要に応じて訪問等も実施します。
各種交流会・子育て教室等の実施	瀬戸内町子育て世代包括支援センターにおいて、「ママのほっとサロン」、「ぽっかぽかくらぶ」、「わくわくキッズ」等の、子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、保護者の相互交流を促進するとともに子育てに関する相談・援助を行い、子育ての不安感・負担感の解消を図ります。
教育・保育施設等の整備・改修	こどもたちが安全かつ良好な環境で教育・保育を受けられるよう、町内の教育・保育施設等の整備・改修を適切に行います。

取組	内容
子育て支援パスポート事業の推進	県との共同で「かごしま子育て支援パスポート事業」を実施します。 妊娠中の方及び子育て世帯に対しパスポートを配布します。 また、事業に協賛する店舗等の増加に向けて、制度の周知等に努めます。

かごしま子育て支援パスポート事業

妊娠中の方及び子育て世帯に対しパスポートを配布し、事業に協賛する企業や店舗等でパスポートを提示することにより、割引や独自の優待サービス等を受けられる事業です。

【かごしま子育て支援パスポートチラシ（県ホームページより）】

かごしま子育て支援パスポート

かごしまの子育てを応援！

買い物
くらし遊び
妊産婦限定サービス
食事
理美容健康

かごしま子育て支援パスポートとは
県内に電話する企業や店舗の取組により、パスポートを提示されたお客様に、お買い物の優待サービスなどを提供しているサービスです。

Q どんな優待サービスがあるの？
A ドリンク一杯サービス、デザート1品プレゼントなどのサービスが受けられるよ。詳しいサービス内容は専用のWEBサイトで検索できるようになったよ。

Q どこで使えるの？予約は難しいの？
A 専用WEBサイトにアクセスすると簡単に登録できるよ。インターネットが苦手なときは、これまでどおりお住まいの市町村窓口でもらえるよ。

対象者 鹿児島県内にお住まいの妊娠中の方及び18歳未満のお子さんがある世帯です。
※子育て世帯であれば1人1枚発行できます。（ただし、18歳未満のおさんは除きます。）

スマートフォンでも利用できます！

メリット

- 利用登録が簡単！
- パスポートの提示が簡単！
- 協賛店舗の検索が地域別、サービス別などで簡単！

1 利用方法
お手持ちのスマートフォンから以下のQRコードまたはURLからアクセスしてパスポートの画像をダウンロードしてください。

2 パスポートの画像を協賛店舗で表示してください。

※提携店のカードパスポートも引き続きご利用いただけます。

kosopa表示
新橋店
kosopa
http://kosopa.pref.kagoshima.jp
※ 鹿児島県 ことばでNAOでもQR
18歳未満の子供で利用（18歳未満） 登録（ことば）

(3) 幼児期の教育・保育の充実

こどもや保護者の選択に基づき、教育・保育が円滑に受けられるよう、町内の保育所、幼稚園や専門職と連携し、幼児期の教育・保育の充実に努めます。

また、保育・幼児教育の人材確保に努め、質の向上に資するよう、幼稚園教諭・保育士等の専門性の向上を図ります。

取組	内容
教育・保育の提供体制の確保	教育・保育のニーズに的確に対応するため、瀬戸内町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、幼稚園、保育所といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。
保育士人材の確保	保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。
多様な保育サービスの充実	保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組めます。
教育・保育の質の向上	保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広くこどもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。 また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、計画的な研修の実施や研修機会の確保に努めるなど、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
教育・保育における幼保小中の連携推進	保育所や認定こども園などにおいて、こどもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携を図るとともに、こどもが小学校生活になじめるよう、学校と施設が円滑な連携・接続を行うことで、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。
幼児期の教育・保育施設と地域との交流の促進	地域や世代間の交流の促進を図るため、地域住民の方を保育所へ招待するなど、様々な取組を行います。
幼児教育アドバイザーの確保	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験等を有する幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育施設等を巡回しアドバイスを行うことで教育・保育の質の向上を図ります。

基本目標2 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

(1) 学校の教育環境等の整備

学齢期のこどもが、安全・安心な場所で様々な経験を積みながら成長できるよう、学校教育の質の向上に努めます。

① 学校教育環境の充実

取組	内容
確かな学力の向上	児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。 また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。
豊かな心の育成	心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道德教育を推進します。 また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。
健やかな体の育成	児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。 また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。
信頼される学校づくり	自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。 また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

② 学校・家庭・地域との連携による教育力の向上

取組	内容
家庭の教育力の向上	保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。
地域の教育力の向上	地域の大人がこどもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、こどもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。
非行防止と有害環境への対応	非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して、取組を進めます。
就学時子育て学習講座	翌年小学校入学のこどもをもつ保護者を対象に、こどもたちに「生きる力」の基礎的な資質や能力を育むための家庭教育の在り方について考える機会を提供することにより、家庭の教育力再生を図ります。
家庭教育研修会	家庭教育・しつけに関わる講話や人権教育に対する知識と理解を深めることで、家庭における教育機会の活性化を図ります。
小中学校教育懇談会	学校の経営・運営にあたっての課題や、存続に対する対策・方法について、校区住民やPTAの皆さんと一緒に考えます。

(2) こどもの居場所と多様な体験機会の確保

すべてのこども・若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の居場所・活動場所づくりを推進します。

また、遊びや体験活動の機会を創出し、こどもが様々な体験を通して、言語などの知的能力や、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育むとともに、多様な動きを身に付け、こども・若者の健やかな心身の成長を促します。

取組	内容
放課後の居場所の確保	放課後の小学生の居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施します。
AI ロボットプログラミング体験事業	今後の地域を担う児童に対し、A I ロボットを通じ活用したプログラミング教育を実施し「未来の創り手となるための資質、能力を育む教育を実現」を目的とした事業を実施します。
請阿室自然体験事業	請島の豊かな自然環境の中で、施設利用者が野外活動や自然観察、集団生活をとおして、自然の大切さを学んでもらうとともに豊かな心を養います。

取組	内容
プレ・ゴールデンエイジ事業	プレ・ゴールデンエイジ（４歳～６歳 未就学児）に注目し、遊びの中からいろいろな動きを体験させ、楽しく安全に運動神経を培う取組を実施します。
瀬戸内町スポーツ少年団	健康な体と心を養い、ルールを守り、他人に迷惑をかけない立派な人間になることを目的として、スポーツ少年団の取組を支援します。
青少年ふるさと美化活動事業	県内全市町村で、青少年の心の教育や環境教育の一環として一斉に清掃美化活動を実施し、世代間交流を図るとともにふるさとの良さを再発見させ、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりを図ります。
子ども会への支援	瀬戸内町子ども会育成連絡協議会の運営等の支援を行います。 また、子ども会活性化プロジェクトなどの子ども会の活動に対して広報等の支援を行います。
地域の伝統、文化、自然を学ぶ教育の推進	「せとうち子ども検定」や、瀬戸内町子ども文化祭での地域の文化・自然についての発表を通して、地域の伝統・文化、自然と触れあい、学び、郷土に誇りを持つこどもの育成を図ります。
瀬戸内町ＩＣＴジュニアリーダー育成	文部科学省が取り組みを行っている「GIGA スクール構想」に基づき、学校等でのＩＣＴの活用を推進します。

（３）出合いや結婚への支援

若者のライフスタイルや価値観が多様化するなか、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望が叶えられるよう、ライフデザイン・出合い・結婚への支援を推進します。

取組	内容
結婚を希望する人へのマッチング支援	鹿児島県の「かごしま出合いサポートセンター」事業等を活用し、結婚を希望する人へのマッチング支援等を行います。
結婚新生活支援事業	一定の条件を満たす新婚世帯に対し、新居の住居費や引っ越し費用の助成を行います。
結婚祝い食事券給付事業	瀬戸内町在住の新婚世帯に対し、町内の飲食店で使用できる食事券を給付します。

(4) 学童期・思春期の心と体のケア

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康や性、有害物質等に関する正しい知識を得ることで、必要に応じてセルフケアを行ったりサポートを受けられるよう、心身の健康等に関する教育と、相談窓口の設置・周知を行います。

① 思春期保健対策の充実

取組	内容
性に関する正しい知識の普及・啓発	性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図ります。
健康教育の推進	飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

② こどもの悩みの解消

取組	内容
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、スクールカウンセラーによる悩み相談や、スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の家庭・学校生活上の課題の解決を図ります。
SOSの出し方に関する教育の推進	「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施します。また、実施方法等のノウハウの蓄積と改善により実効性のある授業を継続的に行っていきます。 放課後子ども教室でのプログラムに「SOSの出し方に関する教育」を盛り込み、SOSの出し方を学校以外でもこどもたちに教える機会をつくることを検討します。
教職員等のSOSの受け止め方に関する研修	瀬戸内町教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。

基本目標3 こども・若者の権利を守り、すべてのこどもが希望を持てる社会づくり

(1) こどもの貧困対策の充実

こどもの貧困対策、経済的支援などを通して、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図るとともに、教育の支援、生活安定のための支援、保護者の就労支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

取組	内容
質の高い教育・保育の支援	教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受けられるよう保育所・幼稚園及び学校の体制整備と公的な支援を行います。
就学援助制度の実施	経済的な理由で児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などの経費を支援します。
子ども医療給付制度	経済的な理由から受診をひかえることによる症状の悪化を防ぐため、保険診療に係る医療費の一部を給付します。
くらサポ等との連携による自立支援	生活に困窮している方への支援拠点である「北大島くらし・しごとサポートセンター（くらサポ）」等と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援等を行います。

(2) 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。

取組	内容
子どもの権利擁護	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、こどもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。
児童虐待の発生予防、早期発見	育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。
相談支援体制の強化	こども等に対する相談支援の充実に向けて、こども家庭センターの開設（令和8年度予定）及びその機能の充実・強化に努めます。
関係機関との連携強化	児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、瀬戸内町要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。
社会的養護施策との連携	育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て支援短期事業（ショートステイ）等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

瀬戸内町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、同法第25条の2第1項の規定に基づき設置された、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会です。

保健福祉関係、保育教育関係等の関係者から構成され、地域の要保護児童等に関する情報の共有や関係機関の連携・協力体制の構築を行います。

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障害のある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障害のある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

また、医療的ニーズの高い障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

あわせて、障害のある子どもを養育する世帯への経済的な支援を行い、その負担を軽減します。

取組	内容
療育の提供	障害児福祉計画に基づき、放課後等デイサービスや障害児相談支援をはじめとする各種サービスを計画的に提供します。
障害児の就学支援	円滑な就学手続きのために、早期から保護者の理解と協力が得られるよう、保護者の様々な疑問に対応する具体的な情報提供に努めます。
学校での障害児受け入れに向けた体制整備	町教育委員会・各学校等と連携を図り、特別な教育的対応の必要性についての共通理解の促進と、特別支援教育の充実、就学指導体制の整備等を行います。 また、教育支援委員会（特別支援連携協議会）を定期的を開催し、障害のある児童・生徒の適切な就学指導を講じます。 教職員に対する専門的研修の推進により、指導力等の向上を図ります。
巡回相談	児童相談所・知的障害者更生相談所を利用することが困難な地域を対象に、大島児童相談所の専門職員が巡回により各種相談を行います。
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害がある児童を監護している保護者等で条件を満たす方に対し、特別児童扶養手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児を対象として、その在宅生活を向上させるために手当を支給します。
在宅重度心身障害児・者等介護手当	重度の心身障害児等を介護している方に、介護人手当を支給します。
心身障害児療育旅費助成事業	島外での治療が必要と認められた心身障害児が島外の病院を受診する際に、運賃の一部を助成します。

（４）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

取組	内容
生活援助対策事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭医療費助成制度、児童扶養手当の給付などの経済的支援を実施します。
県事業等と連携した各種支援	ひとり親支援に関する国・県及び関連団体等の支援に関する情報提供を行い、ひとり親の生活の安定と孤立防止を図ります。 【鹿児島県等の支援施策（一部）】 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センター ○日常生活支援制度 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 （自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業）



基本目標4 子育てを応援する社会づくり

(1) こども・若者の権利の保障

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。

こどもの権利を大切にするとともに、こどもに対しても人権への理解を深め人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させるよう努めます。

① こども・若者の権利の擁護

取組	内容
こどもの権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。
人権教育の推進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。
相談救済機関への支援	人権擁護委員協議会によるこどもの権利に関する出前講座等について、広報等により周知を図るなど協議会の活動を支援することで、こどもの権利の認知向上に努めます。

② こども・若者の意見表明・社会参画の促進

取組	内容
こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりに努めます。

（２）仕事と家庭の両立に向けた環境づくり

瀬戸内町男女共同参画推進総合計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスを実現するための事業所の取組支援や意識啓発に努め、男性の家庭での子育てへの参加促進や、男女ともに働きながら子育てする環境づくりを図ります。

取組	内容
事業所における就業制度の整備や働き方改革の促進	関係団体と連携し、事業所が行う仕事と生活の両立や柔軟な働き方を可能にするための就業規則や育児・介護休業制度等の制度整備を支援します。 また、関係団体と連携し、国や県の事業も活用して、働き方改革等に取り組む企業の好事例を事業所に提供し、その取組を支援します。
農家における家族経営協定の締結促進	農家において、農業に従事する家族が仕事と生活の調和を図るため、家族経営協定の締結を促進します。
広報媒体の活用やセミナーの開催等による男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性の家事・育児・介護等について、広報媒体等を活用した啓発を行い、参加のハードルを下げます。また、それらのスキルを向上させるためのセミナーを開催します。

（３）子育てに関する経済的な支援の充実

様々な経済的な支援を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心してこどもを育てられる環境を整えるとともに、こどもと世帯が貧困に陥ることを防ぎます。

取組	内容
出産祝い金助成	瀬戸内町に居住及び住所を有する出生児の保護者に出産祝い金を支給します。 ○ 一律 50,000 円 ※瀬戸内町商工会の商品券で支給
入学祝い金	地域活性化定住促進条例に基づき、町内小学校及び県立古仁屋高等学校に入学する新 1 年生に対し、入学祝い金を支給します。 ○ 一律 50,000 円 ※瀬戸内町商工会の商品券で支給
児童手当の支給	高校生年代までのこども（満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にあるこども）を養育している保護者等に対し、児童手当を支給します。
出産・子育て応援給付金の支給	国の出産・子育て応援交付金制度により、母子健康手帳交付後に出産応援ギフトを、新生児訪問後に子育て応援ギフトを、それぞれ支給します。

(4) 安心して生活できる環境の整備

こどもや子育て世帯が安心して利用できる通学路、公共施設などの整備や、子育て世代に適した住宅の確保を図り、子育てしやすくこどもが安全に活動できる生活環境の整備を推進します。

あわせて、交通安全や見守り運動、防災対策の充実により、事故や災害などからこどもを守る地域環境を整備します。

① こども・若者、子育て世帯に適した生活環境整備

取組	内容
道路等の整備	こどもたちが道路を安全に利用できるように、通学路合同点検をはじめとした町内道路の状況の把握、及び国・県・関係機関と連携し、工事車両等の走行時遵守項目を定めます。あわせて、歩道未整備区間の解消や防犯灯、カーブミラー等の整備を促進します。
子育て世帯に配慮した公共施設の整備	公共施設の整備・改修の際には、乳児向けの設備など子育て世帯が利用しやすい設備の導入を図ります。 また、公共施設のバリアフリー化や、多世代が交流し活動できる拠点施設の確保に努めます。
子育て世代に適した住宅の確保	町営住宅の建て替え・改修の際は、新婚世帯・子育て世帯等の子育て世代が利用しやすい住宅となるよう間取りや構造に配慮します。 また、民間アパート・借家や空き家バンクなど、子育て世帯に適した住宅に関する情報の提供に努めます。

② 事件・事故、災害からこどもを守る地域づくり

取組	内容
学校等と連携した交通安全活動の実施	関係機関と連携し、交通安全教室の実施など、こどもや保護者に向けた交通安全に関する周知・啓発を行い、交通事故の防止に努めます。
登下校時の見守り、防犯に関する活動	小学校区ごとに、地域住民や民生委員・児童委員等を中心とした登下校時の見守りや「子ども 110 番」などを推進し、こどもが安心して生活できる地域づくりに努めます。
学校教育における防災知識の普及・啓発	災害時に効果的な防災対策を行うために、映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し、防災知識の普及・啓発に努めます。
災害時要配慮者等の安全確保	乳幼児などの災害時に被害を受けやすい災害時要配慮者に対し、災害時に迅速・的確に対応が取れるよう避難体制の整備に努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援事業計画は、市町村が「子ども・子育て支援制度」の実施主体として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画です。

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために創設された制度です。

平成 24 年に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の 2 つの給付によって、幼児期の学校教育・保育の提供を行います。

また、子育て支援に関するサービスである「地域子ども・子育て支援事業」を市町村が地域の実情に応じ実施します。

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける（幼稚園、保育所、認定こども園を利用する）場合は市町村に申請し、市町村は、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無の 3 点を考慮したうえで、保育の必要性を認定し、給付を支給することとされています。

認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定区分と提供体制

認定区分		提供施設
1号認定	3－5歳 幼児期の学校教育のみ 主に専業主婦を想定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3－5歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定	保育所、認定こども園
3号認定	0－2歳 保育の必要性あり 主に共働き世帯を想定	保育所、認定こども園 地域型保育事業

（３）教育・保育等の給付の「量の見込み」と「確保方策」

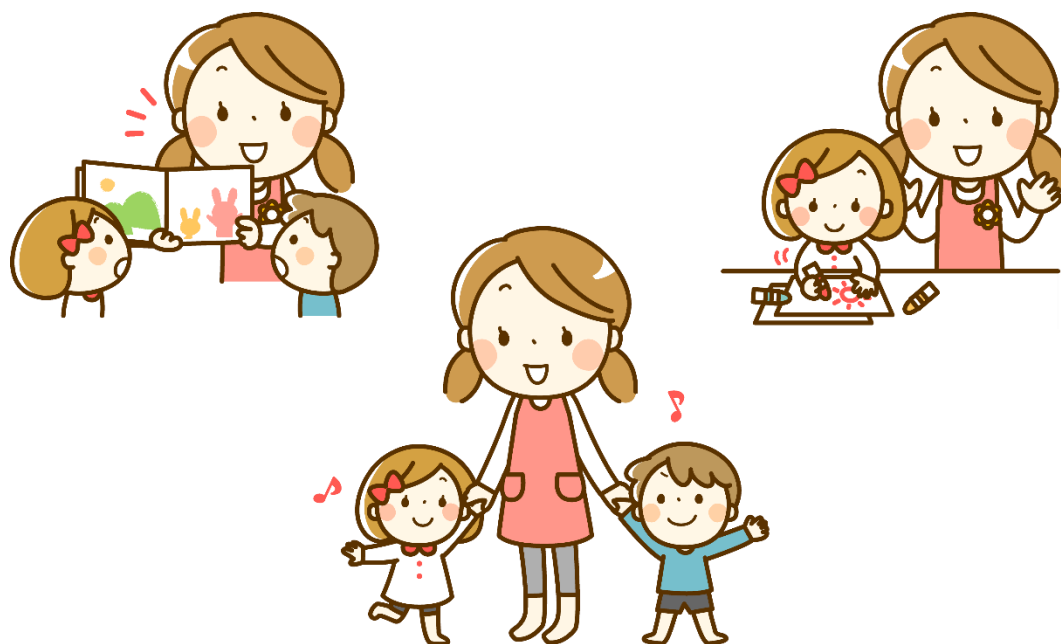
市町村が、認定区分ごとに教育・保育の給付を行うにあたっては、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の中で教育・保育提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後５年間の需要量の予測を表す「量の見込み」を推計し、「量の見込み」に対して確保内容、実施時期といった「確保方策」を定める必要があります。

本町では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のこれまでの利用実績、今後の児童数予測、子育て支援に関するニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に「量の見込み」の算出を行い、量の見込みと確保方策を設定しました。

２ 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本町では地理的条件を勘案し、第１期計画と同様に「教育・保育」の提供区域については「瀬戸内区域（本島区域）」と「加計呂麻区域」の２区域として設定します。また、「地域子ども・子育て事業」の提供区域は一部サービスを除き町全体で１区域を基本として設定します。



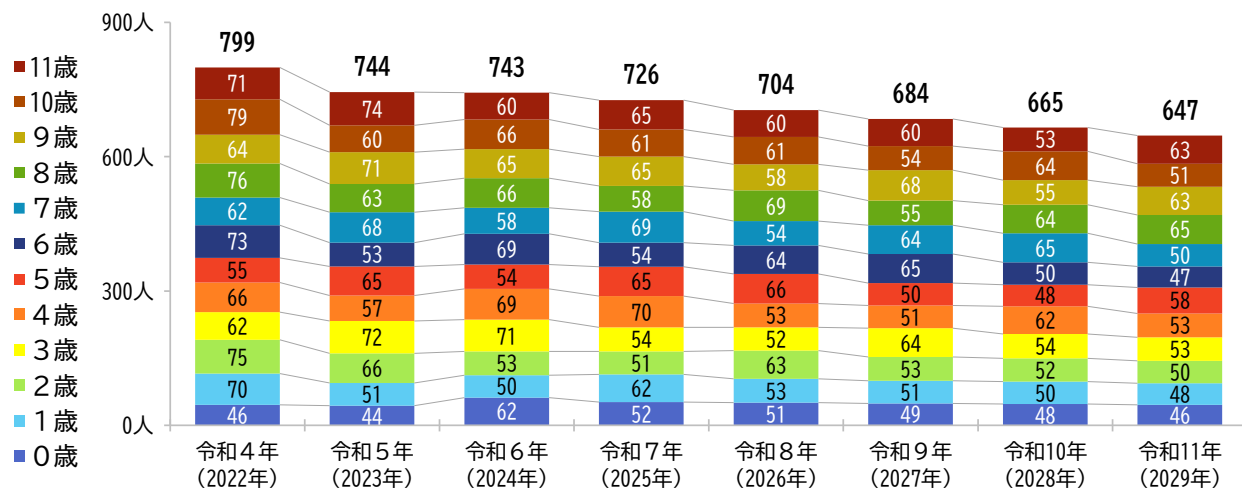
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 児童数の推計

①瀬戸内町全体の推計

今後の瀬戸内町の児童数について令和2年以降の人口の状況から推計を行いました。

令和7年から令和11年の第3期計画期間は、0歳児数は52～46人で推移し、児童数合計としては726人から647人（79人 10.1%減）となる見込みです。



単位 (人)	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	46	44	62	52	51	49	48	46
1歳	70	51	50	62	53	51	50	48
2歳	75	66	53	51	63	53	52	50
3歳	62	72	71	54	52	64	54	53
4歳	66	57	69	70	53	51	62	53
5歳	55	65	54	65	66	50	48	58
6歳	73	53	69	54	64	65	50	47
7歳	62	68	58	69	54	64	65	50
8歳	76	63	66	58	69	55	64	65
9歳	64	71	65	65	58	68	55	63
10歳	79	60	66	61	61	54	64	51
11歳	71	74	60	65	60	60	53	63
0-2歳	191	161	165	165	167	153	150	144
3-5歳	183	194	194	189	171	165	164	164
6-8歳	211	184	193	181	187	184	179	162
9-11歳	214	205	191	191	179	182	172	177
合計	799	744	743	726	704	684	665	647

②瀬戸内区域（本島区域）の推計

単位（人）	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	52	49	47	46	44
1歳	60	53	49	48	46
2歳	47	61	53	50	48
3歳	51	48	62	54	51
4歳	64	50	47	60	53
5歳	60	60	47	44	56
6歳	50	59	59	47	43
7歳	64	50	59	59	47
8歳	53	64	51	59	59
9歳	55	53	63	51	58
10歳	51	52	49	59	47
11歳	58	50	51	48	58
0-5歳	334	321	305	302	298
6-11歳	331	328	332	323	312
合計	665	649	637	625	610

③加計呂麻区域

単位（人）	推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	0	2	2	2	2
1歳	2	0	2	2	2
2歳	4	2	0	2	2
3歳	3	4	2	0	2
4歳	6	3	4	2	0
5歳	5	6	3	4	2
6歳	4	5	6	3	4
7歳	5	4	5	6	3
8歳	5	5	4	5	6
9歳	10	5	5	4	5
10歳	10	9	5	5	4
11歳	7	10	9	5	5
0-5歳	20	17	13	12	10
6-11歳	41	38	34	28	27
合計	61	55	47	40	37

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

①瀬戸内町全体

単位（人）

1 年目（令和 7 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		35	69	76	15	52	40	107
		104						
確保方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		60	2	13	15	30
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		144	17	51	57	125
過不足（②-①）		71		68	2	-1	17	18

2 年目（令和 8 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	62	69	16	44	50	110
		94						
確保方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		60	2	13	15	30
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		144	17	51	57	125
過不足（②-①）		81		75	1	7	7	15

※2号認定（教育ニーズ）とは、2号認定のうち特に幼児期の教育の利用を希望する者を指す。
 本町では2号認定（教育ニーズ）に対し、1号認定と同様に幼稚園等での幼児期の教育を提供することとして、1号認定と2号認定（教育ニーズ）の人数を合算したもの（表中の1号認定＋2号認定(教育ニーズ)にあたる部分）を、幼児期の教育利用希望者として計上する。
 （令和7年度 104 名、令和8年度 94 名、令和9年度 93 名、令和10年度 94 名、令和11年度 95 名）

3 年 目（令和 9 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		31	62	64	15	43	41	99
		93						
確保 方 策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		60	2	13	15	30
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		144	17	51	57	125
過不足（②-①）		82		80	2	8	16	26

4 年目（令和 10 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	62	61	14	42	41	97
		94						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		60	2	13	15	30
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		144	17	51	57	125
過不足（②-①）		81		83	3	9	16	28

5 年目（令和 11 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	63	61	13	40	40	93
		95						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		60	2	13	15	30
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		144	17	51	57	125
過不足（②-①）		80		83	4	11	17	32

②瀬戸内区域（本島区域）

単位（人）

1 年目（令和 7 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		35	69	62	15	50	37	102
		104						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		36	0	9	9	18
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		120	15	47	51	113
過不足（②-①）		71		58	0	-3	14	11

2 年目（令和 8 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	62	56	15	44	48	107
		94						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		36	0	9	9	18
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		120	15	47	51	113
過不足（②-①）		81		64	0	3	3	6

3 年 目（令和 9 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		31	62	55	14	41	41	96
		93						
確保 方 策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		36	0	9	9	18
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		120	15	47	51	113
過不足（②-①）		82		65	1	6	10	17

4 年目（令和 10 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	62	56	13	40	39	92
		94						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		36	0	9	9	18
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		120	15	47	51	113
過不足（②-①）		81		64	2	7	12	21

5 年目（令和 11 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		32	63	57	12	38	38	88
		95						
確保 方策	幼稚園	175						
	認可保育所			78	0	21	21	42
	地域型保育事業				11	12	15	38
	へき地保育所	0		36	0	9	9	18
	企業主導型保育施設			6	4	5	6	15
	② 合計	175		120	15	47	51	113
過不足（②-①）		0		63	3	9	13	25

③加計呂麻区域

単位（人）

1 年目（令和 7 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		0	0	14	0	2	3	5
		0						
	へき地保育所	0		24	2	4	6	12
	② 合計	0		24	2	4	6	12
過不足（②-①）		0		10	2	2	3	7

2 年目（令和 8 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		0	0	13	1	0	2	3
		0						
	へき地保育所	0		24	2	4	6	12
	② 合計	0		24	2	4	6	12
過不足（②-①）		0		11	1	4	4	9

3年目（令和9年度）		1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0	0	9	1	2	0	3
		0						
	へき地保育所	0		24	2	4	6	12
	② 合計	0		24	2	4	6	12
過不足（②-①）		0		15	1	2	6	9

4 年目（令和 10 年度）		1 号認定+ 2 号認定(教育ニーズ)		2 号認定 (保育ニーズ)	3 号認定			
		1 号認定	2 号認定 (教育ニーズ)		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		0	0	5	1	2	2	5
		0						
	へき地保育所	0		24	2	4	6	12
	② 合計	0		24	2	4	6	12
過不足（②-①）		0		19	1	2	4	7

5年目（令和11年度）		1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)		2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0	0	4	1	2	2	5
		0						
	へき地保育所	0		24	2	4	6	12
	② 合計	0		24	2	4	6	12
過不足（②-①）		0		20	1	2	4	7

（３）保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本町においては、保育利用率の目標値を以下のとおり設定します。

保育利用率＝3号認定の確保方策（利用定員数）÷0～2歳の総児童数

【瀬戸内町の保育利用率目標値設定の考え方】

◇保育利用を希望するすべての0～2歳児が保育を利用できる体制の確保を目標とする。

◇そのため、0～2歳の利用希望率（0～2歳児総数に対する保育利用希望者（＝3号認定見込み）の割合）と同率とする。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値（⑤÷④）	65%	66%	65%	65%	65%
②保育利用率の見込み（③÷④）	76%	75%	82%	83%	87%
③確保方策(利用定員数)	125人	125人	125人	125人	125人
④0-2歳推計児童数	165人	167人	153人	150人	144人
⑤3号認定見込み（保育利用希望者数）	107人	110人	99人	97人	93人

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

4 地域子ども・子育て支援事業の実施

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、教育・保育と同様に市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定め、それに基づき提供することとされています。

第3期の国の基本指針において、新たに⑭～⑲の事業が追加されました。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	見込量根拠
① 利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型 他）	町内状況
② 地域子育て支援拠点事業	ニーズ調査
③ 妊婦健康診査	推計児童数
④ 乳児家庭全戸訪問事業	推計児童数
⑤ 養育支援訪問事業	適宜実施
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	町内状況
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ニーズ調査
⑧ -1 一時預かり事業（幼稚園型）	ニーズ調査
⑧ -2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	ニーズ調査
⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）	ニーズ調査
⑩ 病児保育事業	ニーズ調査
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	利用実績
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
⑭ 産後ケア事業（令和3年度から努力義務、第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置付け）	推計児童数
⑮ 子育て世帯訪問支援事業	町内状況
⑯ 児童育成支援拠点事業	町内状況
⑰ 親子関係形成支援事業	町内状況
⑱ 妊婦等包括相談支援事業	推計児童数
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	未就園児数

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	利用者支援事業
事業内容等	こどもやその保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 利用者支援事業は以下の4つの事業があります。 ①基本型 こどもとその保護者等が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、当事者目線の支援を実施する事業です。 ②特定型 待機児童の解消等を図るために、行政が地域連携の役割を担い、保育施設・事業を円滑に利用できるよう支援する事業です。 ③こども家庭センター型 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行い、切れ目のない支援体制を構築する事業です。 ④妊婦等包括相談支援事業型（令和7年度開始） 妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	令和8年度からこども家庭センターを設置予定です。今後、本町で実施するこども家庭センターの機能を具体化する中で、利用者支援事業の実施についても検討を図ります。

こども家庭センター型

■量の見込みと確保方策

単位（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（施設数）	0 か所	今後検討			
②確保の内容	0 か所	今後検討			

事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容等	保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、子育て中の保護者が日常的に集まり、育児相談・情報交換ができる場をつくり、こどもの健やかな成長を応援する事業です。
確保方策の考え方	1か所にて、利用ニーズに対して適切に実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人回/月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用回数）	221 人回	224 人回	205 人回	201 人回	193 人回
②確保の内容	250 人回	250 人回	250 人回	250 人回	250 人回

事業名	妊婦健康診査
事業内容等	安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握等を行います。
量の見込みと確保方策の考え方	量の見込みは0歳児児童数から見込みました。 今後も、すべての対象者に対して、事業を継続して実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	52 人	51 人	49 人	48 人	46 人
②確保の内容（実施体制）	全員に実施				

事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業内容等	子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	量の見込みは0歳児児童数から見込みました。 今後も、すべての対象者に対して、事業を継続して実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	52 人	51 人	49 人	48 人	46 人
②確保の内容（実施体制）	全員に実施				

事業名	養育支援訪問事業
事業内容等	養育支援が特に必要であるこどもを持つ家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭に訪問し、養育に関する指導、助言などを行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	実績等を勘案し、量の見込みを算出しました。利用ニーズに対しては保健福祉課において、保健師等が対応を行います。

■量の見込みと確保方策

単位（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	30 人	30 人	29 人	28 人	27 人
②確保の内容	保健福祉課 保健師				

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
事業内容等	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。 ショートステイとトワイライトステイの2種類の事業があります。 ①ショートステイ 保護者が疾病、疲労その他の理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行います。 ②トワイライトステイ（夜間養護等） 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。
量の見込みと確保方策の考え方	瀬戸内町では今期から実施する事業であり町内の状況等を踏まえ、量の見込みを算出しました。サービスの利用が必要と思われるケースに対しては適切にサービスを提供します。

■量の見込みと確保方策

ショートステイ

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
②確保の内容	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日

トワイライトステイ

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
②確保の内容	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日

事業名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
事業内容等	仕事と家庭の両立など、子育てを支援するため、こどもを預かってほしい方（依頼会員）とこどもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	今後はニーズや町内の状況を勘案して整備を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	0日	0日	0日	0日	0日
②確保の内容	0日	0日	0日	0日	0日

事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
事業内容等	幼稚園において保育が必要な在園児に対し、教育時間終了後や土曜日等に一時的な預かり保育を提供する事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	ニーズ調査から、加計呂麻地区では1号認定及び2号認定（教育ニーズ）は0人であるのに対し、瀬戸内区域（本島区域）では2号認定（教育ニーズ）が60人台で推移すると見込まれることから、教育時間終了後の一時預かりについても高い利用ニーズがあります。 利用ニーズに対して、各園で適切に対応します。

■量の見込みと確保方策

瀬戸内区域（本島区域）

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	20,271日	18,340日	17,697日	17,590日	17,590日
②確保の内容	20,271日	18,340日	17,697日	17,590日	17,590日

加計呂麻区域

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	0日	0日	0日	0日	0日
②確保の内容	0日	0日	0日	0日	0日

事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
事業内容等	就労形態の多様化にともなう一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育所等で預かる事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	ニーズ調査から量の見込みを算出しました。 利用ニーズに対して、各園で適切に対応します。

■量の見込みと確保方策

瀬戸内区域（本島区域）

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	3,086 日	2,984 日	2,825 日	2,791 日	2,747 日
②確保の内容	3,086 日	2,984 日	2,825 日	2,791 日	2,747 日

加計呂麻区域

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	179 日	150 日	116 日	111 日	95 日
②確保の内容	179 日	150 日	116 日	111 日	95 日

事業名	時間外保育事業（延長保育事業）
事業内容等	保護者の就労形態の多様化などにともなう延長保育の需要に対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	ニーズ調査から量の見込みを算出しました。 ニーズに対して各園で適切に対応します。

■量の見込みと確保方策

瀬戸内区域（本島区域）

単位（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実利用人数）	47 人	45 人	43 人	42 人	42 人
②確保の内容	47 人	45 人	43 人	42 人	42 人

加計呂麻区域

単位（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実利用人数）	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人
②確保の内容	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人

事業名	病児保育事業
事業内容等	こどもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により、自宅での保育が難しい場合に、病院や保育所などに付設された専用スペースなどで、一時的に保育を行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	今後はニーズや町内の状況を勘案して整備を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用日数）	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
②確保の内容	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
事業内容等	保護者が仕事等のため、昼間家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に小学生のこどもを保育施設などで預かる事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	利用実績及び利用ニーズ、今後の児童数を元に算出しました。現在の体制で今後もサービスを提供します。

■量の見込みと確保方策

単位（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用者数）	44 人	43 人	41 人	40 人	40 人
②確保の内容	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業
事業内容等	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
瀬戸内町の方針	今後はニーズにあわせて実施を検討します。

事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
事業内容等	住民ニーズに沿った教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進するための事業です。
瀬戸内町の方針	事業者の状況等や地域のニーズにあわせて適切に対応します。

事業名	産後ケア事業
事業内容等	出産後1年未満の母子で産後ケアが必要な方を対象とし、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。 病院、助産所等の空きベッドを活用し宿泊による休養の機会等を提供する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設で、日中に来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」の3種類があります。
量の見込みと確保方策の考え方	0歳児児童数の推計結果及び予想される利用者の割合等から量を見込みました。 利用者のニーズに応じて適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	26 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
②確保の内容（人日）	26 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日

事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業内容等	家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりを防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児・養育支援等を実施する事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	利用対象者が限られており利用ニーズの数的な算出は難しいものの、利用希望者に対して適切に対応できるよう、今後体制の整備を図ります。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施
②確保の内容	保健福祉課 保健師				

事業名	児童育成支援拠点事業
事業内容等	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童養護施設や児童家庭センターなどに居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童に必要な支援計画の作成・実施を行うことで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	拠点となる施設や専門職等の実施要件が厳しいことや、利用対象となる児童が限られている事業であるため、ニーズに応じて今後実施方策を検討します。

事業名	親子関係形成支援事業
事業内容等	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の講座実施を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	第3期から新たに事業を開始します。 量の見込みについては、新事業であり利用ニーズ等が見込みにくいことから、国の実施要綱で定められた定員（プログラム1回ごとに10名程度）から暫定的に各年10人とします。 今後は事業に関する周知や事業実施関係者に対する支援を図り、事業の円滑な実施に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用者数）	10人	10人	10人	10人	10人
②確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人

事業名	妊婦等包括相談支援事業
事業内容等	妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行う事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	推計妊産婦数（0歳児人数）を対象とし、世帯1組あたり3回の実施を基本として量の見込みを算出しました。 対象者に対し適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（回/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ回）	156回	153回	147回	144回	138回
②確保の内容（延べ回）	156回	153回	147回	144回	138回

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
事業内容等	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月に一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず誰でも時間単位で保育所等を利用できる事業です。令和8年度からの本格的な実施が予定されています。
量の見込みと確保方策の考え方	保育を利用しない児童数の見込みを元に量の見込みを算出しました。 国の方針と制度の意義を踏まえ、制度開始に向けて実施体制の整備に取り組みます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	0歳児		2人	2人	2人	2人
	1歳児		1人	1人	1人	1人
	2歳児		1人	1人	1人	1人
②確保の内容（人）	0歳児		2人	2人	2人	2人
	1歳児		1人	1人	1人	1人
	2歳児		1人	1人	1人	1人
	全体		4人	4人	4人	4人

5 教育・保育の提供にあたってのその他の方針

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

既存の保育施設及び広域利用を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

また、保育所等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

(3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用に関する事項

未就学児の保護者が、産前・産後休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育の提供体制の整備を行います。

特に、0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするケースがあることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

(4) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

児童虐待、ひとり親家庭の支援、障がい児支援など特に専門的な支援が必要となる分野については、県が広域的に実施する事業・研修などの様々な事業の活用を図り、特別な支援を必要とする人への支援を充実させ、すべてのこども・若者、子育て家庭が安心して生活できる町を目指します。

（５）労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があります。

働きやすい環境整備の一環として教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実、働きやすい職場環境づくりに向けた事業所への周知・啓発等を通して、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（６）放課後児童対策の推進

本町では現在、放課後児童クラブ１か所、放課後子ども教室３か所において、小学生児童の放課後の居場所の提供に努めています。

こどもの放課後の居場所確保の重要性を踏まえ、今後もこどもに身近な場所での放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施を継続するとともに、学校も含めた関係者の連携の強化、待機児童を出さないための利用ニーズの把握・利用調整、長期休暇時の利用ニーズへの対応支援といった放課後児童クラブ・放課後子ども教室の機能充実に取り組みます。

また、学校施設等の一層の活用、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進等について、本町の地理的条件や児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況、こどもの利便性等を勘案し検討を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、行政、子育て関係機関・団体等のみならず、すべての町民がこども施策を社会全体で推進すべき取組として認識し、関与していくことが重要です。

町民や地域、事業者をはじめ、社会全体でこどもや若者、子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民に対し、本計画の周知を図っていきます。

また、多様化した子育て支援に関するニーズにきめ細かく対応していくために、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させていきます。あわせて、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働する体制を構築し、町全体で計画を推進していきます。

2 こどもや若者、子育て当事者等の意見の反映

こども基本法においては、こども施策の推進にあたって、こども施策の対象となるこども・若者、子育て当事者等の意見を反映させる必要があるとしています。

特に、こどもの意見を聴取することは、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって、社会に何らかの影響を与えたり、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるとされています。

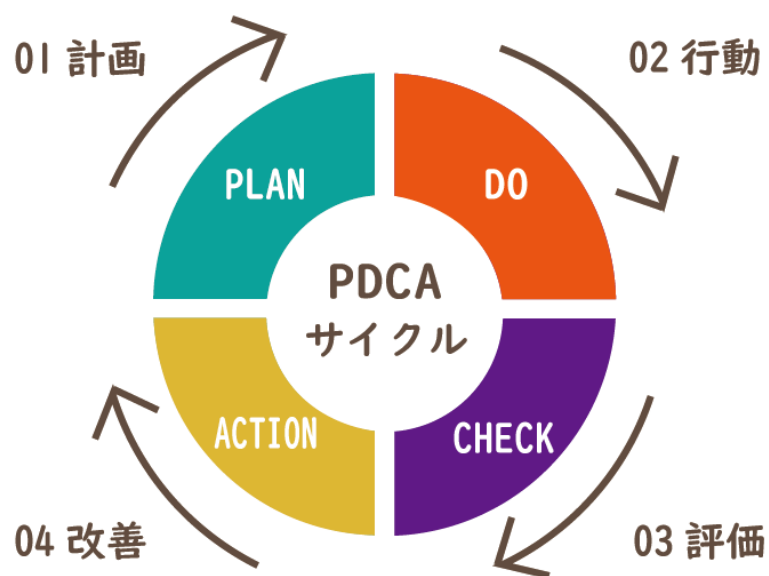
施策や事業の推進にあたっては、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴取する機会を積極的に設け、意見を踏まえた推進に努めます。



3 計画の点検・推進状況

計画の推進にあたっては、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要です。

「瀬戸内町子ども・子育て会議」において、施策や事業の進捗状況の点検・把握を行うとともに、こどもや若者、子育てを取り巻く環境の変化も捉えながら、施策や事業の見直し・改善を適切に行っていきます。



資料編

1 瀬戸内町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 6 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年瀬戸内条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2(第2条関係)瀬戸内町船舶交通事業運営委員会の次に次のように加える。

別表第2(第2条関係)

子ども・子育て会議会長	〃	4,100
子ども・子育て会議委員	〃	3,900

附 則(平成26年6月17日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から摘要する。

2 瀬戸内町子ども・子育て会議委員名簿

所属団体等	氏 名	備 考
町民生活課課長補佐兼高丘保育所所長	福田 千恵乃	
高丘保育所保護者会会長	森 隼人	
かな保育園園長	本多 香織	
潤生会保育園園長	藤野 修一	
ひかり幼稚園園長	赤岩 道春	
ひかり幼稚園後援会会長	宮原 善之	
古仁屋小学校校長	岩本 博裕	
古仁屋小学校附属幼稚園園長	高田 信幸	
古仁屋小学校附属幼稚園PTA会長	信島 斗夢	
教育委員会総務課長	徳田 義孝	
教育委員会社会教育課長	昇 憲二	
保健福祉課長	信島 浩司	
保健福祉課保健師	阪本 里美	
町民生活課長	保岡 忠洋	

瀬戸内町こども計画
第3期瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【編集・発行】

瀬戸内町 町民生活課

〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

T E L : 0997-72-1060 F A X : 0997-72-1120
